

令和元年度

東京成徳短期大学
自己点検・評価報告書

令和3年2月

令和元年度

東京成徳短期大学
自己点検・評価報告書

令和3年2月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	34
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	44
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	56
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	56
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	72
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	78
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	78
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	81
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	83
[用語解説]	88

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価に
なっていて、東京成徳短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 2 月 25 日

理事長

木内 秀樹

学長

木内 秀樹

ALO

松本 純子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人東京成徳学園の沿革＞

大正 15 年	王子高等女学校（4 年制）を設立
昭和 6 年	東京成徳高等女学校に改称
昭和 22 年	学制改革により東京成徳中学校（現東京成徳大学中学校）開学
昭和 23 年	学制改革により東京成徳高等学校（現東京成徳大学高等学校）開学
昭和 28 年	東京成徳幼稚園（現東京成徳短期大学附属幼稚園）開園
昭和 38 年	東京成徳学園深谷高等学校（現東京成徳大学深谷高等学校）開学
昭和 40 年	東京成徳短期大学開学（文科）
昭和 41 年	東京成徳短期大学に幼児教育科を設置
昭和 51 年	東京成徳短期大学附属第二幼稚園開園
平成 5 年	東京成徳大学開学（人文学部）
平成 10 年	東京成徳大学大学院開設（心理学研究科）
平成 13 年	東京成徳短期大学にビジネス心理科を設置
平成 16 年	東京成徳大学に子ども学部を設置
平成 17 年	学校法人東京成徳学園創立 80 周年
平成 20 年	東京成徳大学に応用心理学部を設置
平成 21 年	東京成徳大学に経営学部を設置 東京成徳大学応用心理学部に健康・スポーツ心理学科を設置
平成 22 年	東京成徳大学人文学部に観光文化学科を設置 東京成徳短期大学ビジネス心理科を廃止
平成 25 年	東京成徳短期大学言語文化コミュニケーション科を廃止 東京成徳大学深谷中学校を開学
平成 27 年	「東京成徳ビジョン 100」策定・公表
平成 28 年	東京成徳大学大学院、東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科（新入学生）十条台キャンパスに移転
平成 29 年	東京成徳大学人文学部観光文化学科を廃止
平成 30 年	東京成徳大学人文学部（新入学生）東京キャンパス（十条）に移転
令和元年	東京成徳大学に国際学部を設置

< 東京成徳短期大学の沿革 >

昭和 40 年	東京成徳短期大学開学文科設置
	熊澤 龍 学長就任
昭和 41 年	幼児教育科設置
	文科を国文専攻と英文専攻に分離
昭和 45 年	聴講生・研究生制度を制定
昭和 48 年	木内四郎兵衛 学長就任
平成 5 年	木内秀俊 学長就任
平成 11 年	専攻科 幼児教育専攻<1 年制>設置
平成 12 年	文科（国文・英文専攻）を言語文化コミュニケーション科（日本語文化専攻・英語文化専攻）に名称変更
平成 13 年	ビジネス心理科設置
平成 14 年	専攻科幼児教育専攻<2 年制>設置・長期履修学生制度を制定
平成 16 年	言語文化コミュニケーション科が専攻の募集停止
	幼児教育科、ビジネス心理科を男女共学化
平成 20 年	言語文化コミュニケーション科を男女共学化
平成 21 年	専攻科幼児教育専攻廃止
平成 22 年	ビジネス心理科廃止
平成 25 年	言語文化コミュニケーション科廃止
	木内秀樹 学長就任

(2) 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

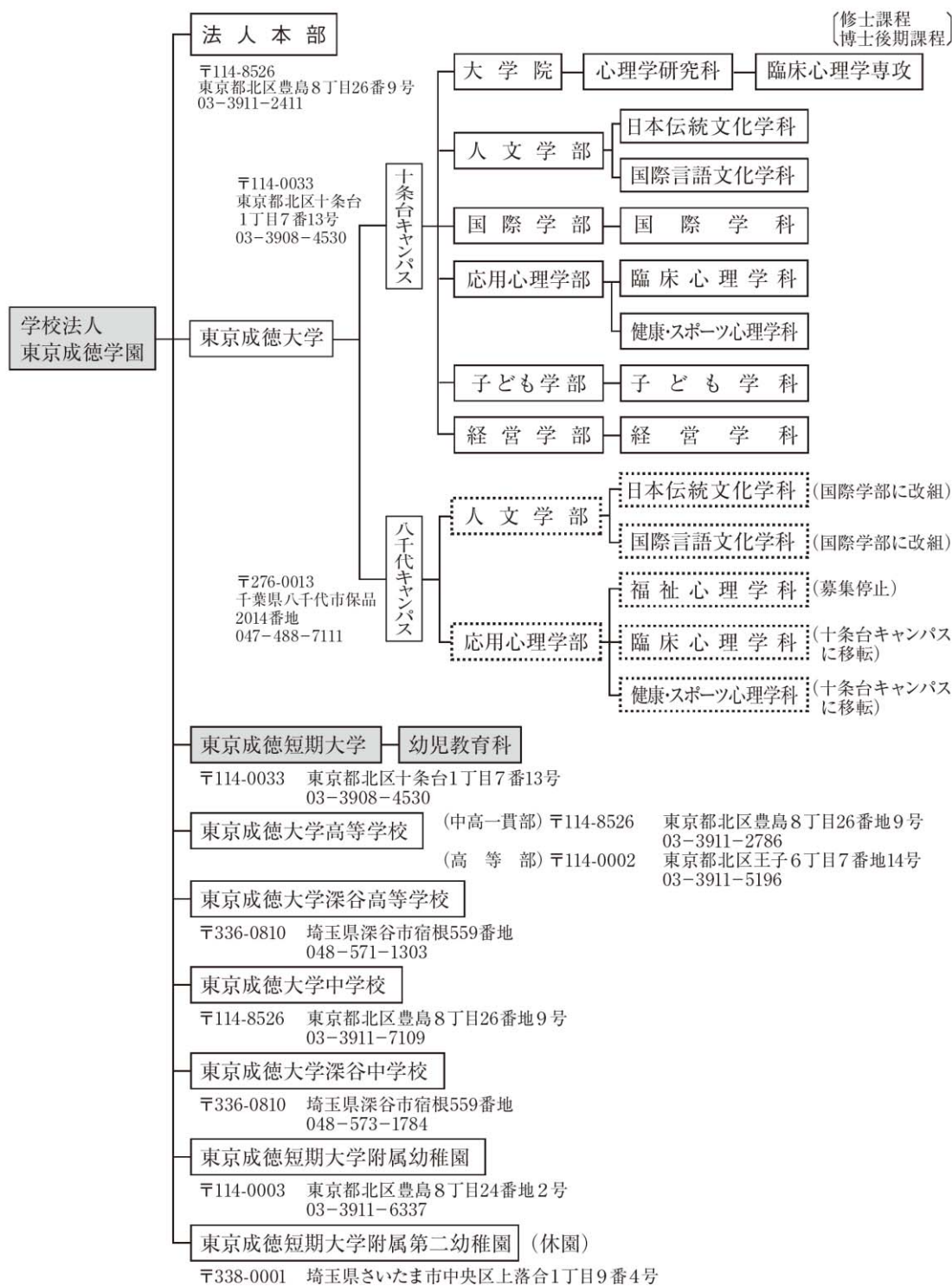
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京成徳大学 大学院	東京都北区十条台 1-7-13	21	45	45
東京成徳大学	東京都北区十条台 1-7-13 千葉県八千代市保品字中台谷 2014	533	2,144	2,136
東京成徳 短期大学	東京都北区十条台 1-7-13	180	360	372
東京成徳大学 高等学校	一貫部:東京都北区豊島 8-26-9 高等部:東京都北区王子 6-7-14	560	1,680	1,280
東京成徳大学 中学校	東京都北区豊島 8-26-9	160	480	275
東京成徳大学 深谷高等学校	埼玉県深谷市宿根 559	350	1,050	1,012

東京成徳大学 深谷中学校	埼玉県深谷市宿根 559	70	210	27
東京成徳 短期大学 附属幼稚園	東京都北区豊島 8-24-2	3歳 100 4歳,5歳 若干名	640	191
東京成徳 短期大学附属 第二幼稚園	埼玉県さいたま市中央区上落合 1-9-4 (入居するマンション平耐震の 関係で平成 29 年度～休園)	—	(175)	—

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 学校法人東京成徳学園組織図（令和2年5月1日現在）

学園の組織



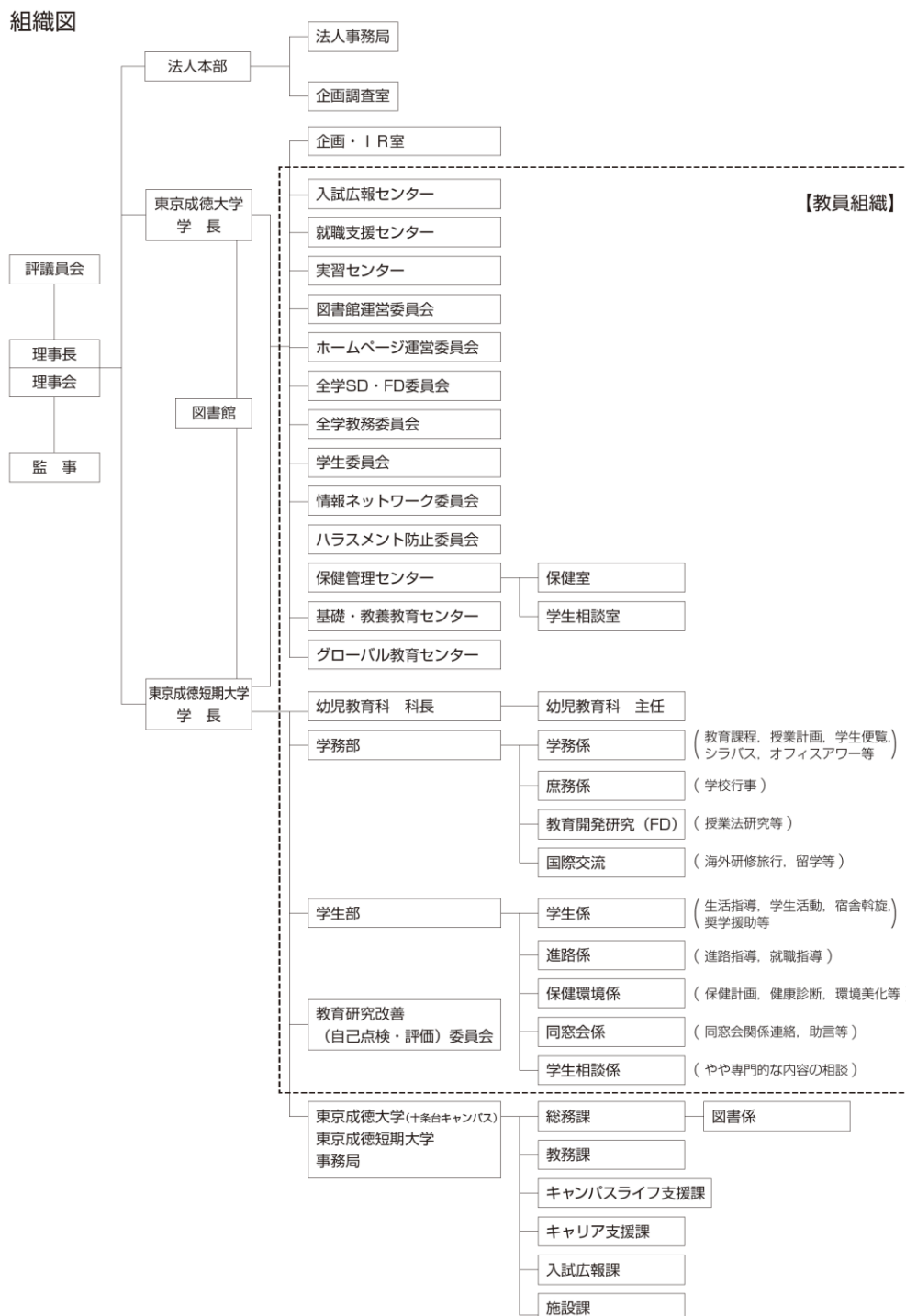
学園組織改編に伴い、八千代キャンパスから十条台キャンパスに移行中の学部学科

東京成徳短期大学 (令和2年5月1日現在)

■教職員数

専任教員数	17名	教員以外の専任職員数	8名
非常勤教員数	58名	教員以外の非常勤職員数	3名

■組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は東京都北区十条台1丁目7番13号に立地する。東京都北区は、東京23区の北部に位置し、東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状で、面積は20.59km²と東京23区中第11位である。北は荒川及び荒川放水路を隔てて埼玉県川口市・戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接する。なお、区南端から台東区の区界までは100m程の近距離にある。明治通り、環状七号線、環状八号線、中山道、本郷通りという幹線道路が通っており、都心へのアクセスは比較的便利である。北区の人口は合計353,654人（『令和2年3月1日現在 北区人口統計表』より）、平成30年度版北区行政資料集人口推計調査報告書（平成31年3月）によると、北区の総人口は、昭和40年の45万2千人をピークに減少し平成12年には32万7千人となったが、平成17年には増加に転じ、平成25年以降、増加傾向にある。さらに、大規模団地の建て替え計画や民間による大規模開発、外国人人口の増加等により、今後10年間は増加傾向が続くことが予想されている。

東京都北区はJRの駅数が23区中で最も多く、区内のほとんどの住宅地が駅からの徒歩圏内にある。江戸時代に造成された桜の名所・飛鳥山公園や荒川の水辺空間をはじめ、武蔵野台地の縁辺部から東京低地へと連続した地勢を活かした自然環境に配慮した町づくりが行われている。

その中でも、本学は、JR埼京線十条駅から徒歩5分、JR京浜東北線東十条から徒歩10分の好立地にあり、都内及び近県からのアクセスに便利である。

本学の所在地周辺は、北側に都営住宅と一戸建て住宅が広がり、南側には野球場、庭球場などのスポーツ施設を備えた北区中央公園や陸上自衛隊十条駐屯地があり、緑豊かなゆとりある空間が広がっている。近隣には本学及び併設大学の他、北区立十条富士見中学校、都立王子特別支援学校、都立王子第二特別支援学校、都立北特別支援学校、東京家政大学（住所は板橋区になるが、JRの線路を挟んだ向かい側に立地している）といった公私立学校も多く、また生涯学習施設である中央公園文化センターや中央図書館も所在し、文教エリアが形成されている。自然に囲まれた静かな環境で、勉学に取り組むための環境も整い、都内及び近県からの交通アクセスにも便利な本学は、学生募集に恵まれた立地にある。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
東京	66	34.2	61	31.9	36	22.6	56	28.9	60	32.2
埼玉	90	46.6	98	51.3	90	56.6	100	51.5	102	54.8
千葉	22	11.4	17	8.9	14	8.9	21	10.8	13	7.7
神奈川	0	0	1	0.5	3	1.9	2	1.0	3	1.7
茨城	3	1.6	6	3.1	3	1.9	4	2.1	2	1.2
その他 の道府 県	12	6.2	8	4.2	13	8.2	11	5.7	6	3.6
高卒認定他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	193	—	191	—	159	—	194	—	186	—

➤ [注] 地域は、出身高等学校の所在している都道府県で集計した。

また、大検及び高卒認定、外国の学校等は「高卒認定他」として集計した。

□ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。

この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

認証評価を受ける前年度の令和元年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■地域社会のニーズ

令和元年度版(平成 31 年 4 月 1 日現在)北区行政資料集によれば、北区の人口総数は若干の増加傾向にある。その中で総人口に占める年少人口(0~14 歳)の構成比は 10% 強、0~9 歳人口も 8% 弱で安定的に推移する見通しである。従って、高等教育に対するニーズは今後も維持されると考えられる。

推計 (令和元年度版(平成 31 年 4 月 1 日現在)北区行政資料より転記)

年 年齢	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
総数	352,267	100.00	354,392	100.00	356,497	100.00	358,628	100.00	359,297	100.00
0~4歳	14,438	4.10	14,806	4.18	15,168	4.25	15,533	4.33	15,440	4.30
5~9歳	12,061	3.42	12,388	3.50	12,715	3.57	13,041	3.64	13,405	3.73
10~14歳	10,747	3.05	10,917	3.08	11,086	3.11	11,258	3.14	11,584	3.22
0~14歳計 (年少人口)	37,246	10.57	38,111	10.75	38,969	10.93	39,832	11.11	40,429	11.25

本学の幼児教育科は、主に0～6歳を支援対象とする保育・幼児教育に携わる人材を養成しており、昨今の大きな社会問題となっている保育士不足の解消に向けて貢献しているほか、今後も保育・幼児教育に対する支援のニーズが高まる中、これに応える責務を負っている。

このことを踏まえ、本学では従来から幼児教育科の学生が近隣の保育機関において人形劇や紙芝居などのボランティア活動を行っている。また、周辺地域との連携を図るため、近隣の幼稚園・保育所などの協力を得て地域と協力したプログラム『地域連携型学外実践授業』を取り入れるなど、地域に密着したカリキュラムを実施している。

こうした活動は、今後も地域の子育て支援に対して大きく貢献できるものであり、また、地道な地域との連携活動が短期大学の存続を支える力になることが期待される。

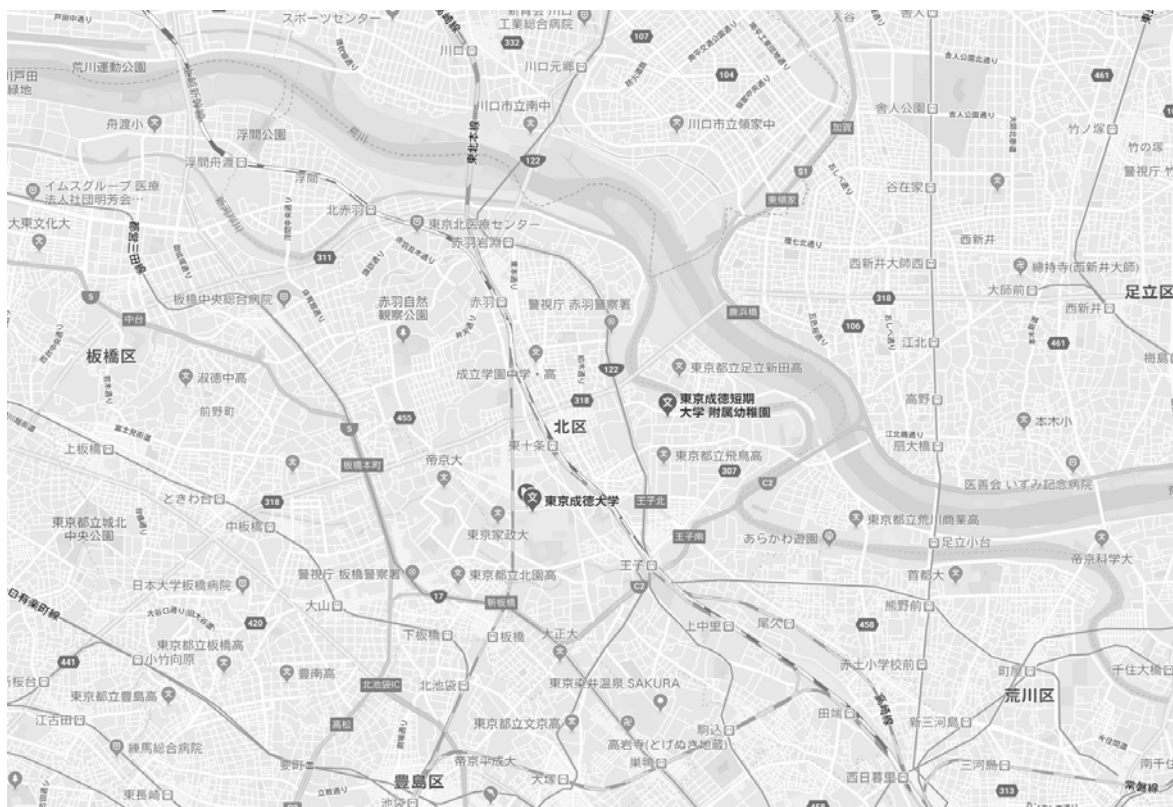
■ 地域社会の産業の状況

東京都北区地域振興部産業振興課が発表した「北区の産業 2019」（令和2年3月）によれば、業種構成を事業所数で見ると、卸売・小売業・飲食業が4,857事業所で全体の39%、サービス業が3,685事業所で29%、不動産業が1,370事業所で11%の順となっている。業種別事業所数は、印刷・同関連業が75事業所、30%で最も多く、続いて金属製品が24事業所で10%となっている。

特に卸売小売業では、本学に近く、店舗の多彩さや商品の安さで都内でも屈指の人気を誇る十条銀座商店街をはじめとして、活気ある商店街が複数所在している。商店街は、地域に根差した商業の中心地であり、日常生活には欠かせない商品やサービスを提供する産業としての役割を果たすとともに、人々が出会い交流する場として重要な役割を担ってきた。地域コミュニティの中心にある商店街の活性化は、人々の連携と協働を育み、豊かな地域生活を支えるためにも重要である。

本学では、こうした認識に基づき、地域の商店や町会との交流を通して、地域コミュニティの活性化や連携を図る活動に参画している。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

指摘された事項は以下の一点である。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
図書館1階開架書架は、背丈よりもはるかに高く、地震時に大量の本が頭上に落下する懸念があるため、安全面に配慮した何らかの対処が望まれる。
(b) 対策
平成30年6月1日より、図書館1階の開架書架コーナーは、ラーニング・コモンズに模様替えとなった。2階の開架書架においては、耐震基準を遵守した書架の設置と、書架の高さに応じて陳列の高さを調整する等の配慮を行っている。また、配架状況の確認を含め、図書館員による館内の巡回・環境整備を、毎日時間を決めて励行している。
(c) 成果
平成30年度中に震度3以上の地震を経験したが、書架から資料が落下したことはない。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について（令和2（2020）年5月1日現在）

① 教育情報の公表について

No	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.tsu.ac.jp/guide/information/tabid/348/Default.aspx
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.tsu.ac.jp/guide/information/tabid/348/Default.aspx
4	入学者受入れの方針	http://www.tsu.ac.jp/guide/information/tabid/348/Default.aspx
5	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/information/tabid/344/Default.aspx
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/763/Default.aspx
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/education/tabid/356/guide/disclose/education/tabid/885/Default.aspx

[注] 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費管理規程や研究費の使用に関する運用マニュアルを定め適正に管理している。

物品等の購入にあたっては、事務局からの発注を原則としている。検収については、発注者とは別の者が検収を行い、厳格な発注・検収体制を整えている。

研究期間の終了後は内部監査を行っており、毎年度監事役を定めて研究者とのヒアリングによる内部監査を行っている。

また、モニタリング実施要領を定め、より精度の高いチェックが行える体制を整備している。モニタリングは、モニタリング担当者によって物品、出張、謝金の 3 つの観点からチェックシートを用いて行われる。

内部監査と管理・監査のガイドラインの結果については最高管理責任者（学長）のほか学園の監事へ報告している。

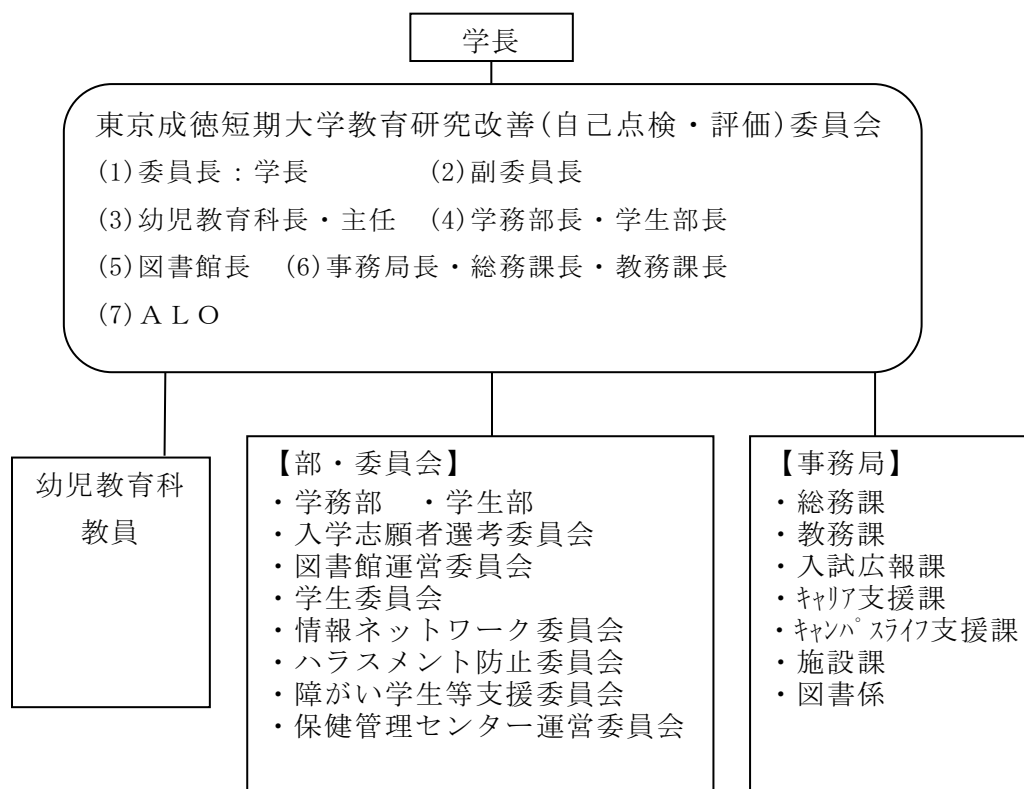
2. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学は「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会規程」に則り、「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会」を設置している。委員会の構成及び担当者は下記の通りである。

組 織	担当者（教職員の範囲）	人 数
平成 30 年度 東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会	【委員長】 木内学長	1
	【副委員長】 馬場准教授	1
	【幼児教育科】 安見科長	4
	松本主任	
	堀内学務部長	
	寺田学生部長	1
	【図書館長】 今仲図書館長	
	【事務局】 渡部事務局長	3
	小川総務課長	
	篠教務課長	
【AL O】 八木准教授	1	
	計 11 人	

■自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■組織が機能していることの記述

本学は「自己点検・評価」に関して、①本学の教育研究活動等の状況について自主的に点検と評価を行い、②本学の教育研究水準の充実向上を図り、かつ、③社会的使命を達成することを目的として行うものであると位置付けている。「自己点検・評価」は、本学が建学の精神に則り、教育・研究機関として自らの社会的使命を果たしているか否かを客観的に見直し改善していく取り組みであり、本学が将来にわたり維持・発展していく上で必要不可欠な活動であると認識している。

本学は、短期大学設置基準の改正に伴い自己点検・評価の努力義務が規定された平成3年以来、自己点検・評価を実施し、教育・研究環境の改善に取り組んでいる。

自己点検・評価の目的に沿って規程を策定し、平成17年に「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会」を設置した。

平成18年6月26日付けで財団法人短期大学基準協会による第三者評価の申請を行い、財団法人短期大学基準協会より短期大学評価基準を充たしていると評価され、平成19年3月19日付けで適格と認定された。

その後も、全専任教員及び事務局職員を中心に毎年自己点検・評価を継続的に実施し、平成25年度自己点検・評価に関しては、平成26年6月27日付けで一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価の申請を行い、財団法人短期大学基準協会より短期大学評価基準を充たしていると評価され、平成27年3月12日付けで適格と認定された。

短期大学基準協会による2回目の第三者評価を受けた後も、「東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会」を中心として、自己点検・評価を実施している。今後も一層の決意を持って改革・改善に取り組んでいく所存である。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

本学は、平成18年度に財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け、適格と認定された。その後、上記の平成18年度第三者評価結果による指摘事項への改善に取り組む、その結果を「平成19年度・平成20年度自己点検・評価報告書」にまとめ、刊行した。

「平成21年度・22年度自己点検・評価報告書」は、平成22年度に実施された財団法人短期大学基準協会の評価基準改定に伴う新評価基準に従い、以降、「平成23年度自己点検・評価報告書」「平成24年度自己点検・評価報告書」「平成25年度自己点検・評価報告書」を、前年度の報告書を参考としながら、各年度の第三者評価基準に従ってまとめた。

以上の資料をもとに、平成25年度に財団法人短期大学基準協会による二度目の第三者評価を受け、再度適格と認定された。その後、上記の平成25年度第三者評価の結果を「平成26年度 第三者評価 東京成徳短期大学 自己点検・評価報告書 機関別評価結果」としてまとめ、刊行した。

「平成26・27年度自己点検・評価報告書」作成にあたっては、「平成25年度自己点検・評価報告書」を参考にしながら、財団法人短期大学基準協会の平成26年度第三者評価基準に従い、「平成28年度 自己点検・評価報告書」「平成29年度 自己点検・

評価報告書」の作成にあたっては、次回の認証評価にむけて、財団法人短期大学基準協会によって平成 29 年 6 月に制定された新たな評価校マニュアルをもとに、平成 30 年度短期大学評価基準に則って点検・評価を実施した。

「平成 30 年度自己点検・評価報告書」の作成にあたっては、新たな評価校マニュアルをもとに、平成 31 年度短期大学評価基準に則って点検・評価を実施した。新評価基準による自己点検・評価活動を実施するにあたり、ALO は短期大学基準協会主催の研修会に参加し、そこから得た情報を東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会及び教授会にて報告し、周知・徹底に努めた。

本報告書の作成にあたっては、評価校マニュアルをもとに、令和 2 年度短期大学評価基準に則って点検・評価を実施した。報告書作成にあたり東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会が「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に基づいた資料を作成・配布し、幼児教育科の教員、各部・委員会、事務局へ自己点検・評価の実施を指示した。自己点検・評価は引き続き教職員全員で実施し、自己点検・評価報告書は専任教員全員が執筆に参加する体制を維持した。

具体的には、区分・観点評価項目を教職員が分担し、各自が担当箇所について根拠資料を整え確認しながら点検・評価原稿を作成・執筆した。その後、各区分・観点評価担当者から提出された自己点検・評価原稿及び根拠資料を、東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会の委員によるテーマ評価担当者が引き継ぎ、テーマ評価担当者が内容の点検・校正を行い、基準評価担当者に提出した。原稿を引き継いだ基準評価担当者が内容の再度点検・校正を行い、基準に関する自己点検・評価原稿及び根拠資料リストを作成したものを ALO に提出し、最終的には自己点検・評価委員会副委員長が集約し、基準評価担当者が確認した原稿を「令和元年度自己点検・評価報告書」としてまとめた。

令和元年度自己点検・評価報告書作成に際して教職員へ配布した資料

【一般財団法人短期大学基準協会の資料】

- (1)短期大学基準協会認証評価要綱（令和 2 年 6 月改定）
- (2)一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程（令和 2 年 6 月改定）
- (3)令和 2 年度認証評価実施要領（令和元年 9 月改定）
- (4)短期大学評価基準(平成 29 年 2 月改定)
- (5)評価校マニュアル(令和元年 6 月改定)
- (6)内部質保証ルーブリック

【東京成徳短期大学教育改善(自己点検・評価)委員会作成の資料】

- (1)令和元年度自己点検・評価資料作成要領
- (2)令和元年度自己点検・評価資料作成担当表
- (3)令和元年度自己点検・評価の進め方
- (4)平成 30 年度自己点検・評価報告書データ

令和元年度の東京成徳短期大学教育研究改善(自己点検・評価)委員会は下記のとおり開催された。

会議日	参加者	議事内容
第1回 教育研究改善(自己点検・評価)委員会 令和元年7月24日	木内学長・委員長 馬場准教授・副委員長 安見科長 松本主任 堀内学部部长 寺田学生部部长 今仲図書館長 渡部事務局長 小川総務課長 篠教務課長 八木ALO	1. 委員長より 2. 平成30年度自己点検評価報告書執筆進捗状況 3. 今後のスケジュール及び課題の確認 4. 令和2年度認証評価ALO対象説明会について 5. その他
第2回 教育研究改善(自己点検・評価)委員会 令和元年11月20日	木内学長・委員長 馬場准教授・副委員長 安見科長 松本主任 堀内学部部长 寺田学生部部长 今仲図書館長 渡部事務局長 小川総務課長 篠教務課長 八木ALO	1. 委員長より 2. H30年度自己点検評価報告書執筆進捗状況 3. 資料作成要領(令和元年度版) 4. 今後の課題 5. 令和元年度自己点検・評価報告書執筆担当(案) 6. その他

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1 2020 年度大学案内、2 2019 年度学生便覧、3 公式ホームページ短大の概要

備付資料 1 2019 年度幼児教育基礎演習スケジュール、2 第 33 回保育研修会パンフレット、3 2019 年度音楽研究発表会及び身体表現・ダンス公開型授業発表会プログラム、4 2019 年度東京成徳短期大学 学生募集要項、5 包括協定締結書、6 2019 年度学園祭パンフレット、7 2019 年度ハートフルママ活動報告、8 2019 年度ボランティア部活動報告、9 シルバー人材センター契約書、10 2019 年度教職実践演習スケジュール、11 研修会等への講師派遣一覧、12 教員免許状更新講習報告

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I-A-1 の現状＞

本学園の建学の精神は、学園創立者である菅澤重雄先生が儒学（朱子学）から導き出した「成徳」、すなわち徳を成す人間の育成—徳をなす人となるための道標であり、この「成徳」という建学の精神は学園創立以来脈々と受け継がれてきている。

その後、戦後日本の社会の変化や教育における制度改革などに伴い、第三代理事長・木内四郎兵衛が、創立者の生き方を踏まえて、建学の精神を「1. おおらかな徳操 2. 高い知性 3. 健全なる身体 4. 勤労の精神 5. 実行の勇氣」の「5つの教育目標」として具体的に展開した(提出-1)。この5つの教育目標は、本学園のシンボルマークの中にも5本の柱として表現されており、シンボルマークを通して教職員・学生とも身近に接している。

また、本学では、徳という概念について現代の学生が理解し受容しやすいように表現し、学生便覧・ホームページ等を通じて広く社会に示している。一例として、学生便覧(提出-2)には「他者に対して人間が内面から発する素直な人間力ということに、徳がもつ意味合いの重要な点があると言えます」とあり、ホームページでは「徳は他者との関係におけるおおらかで素直な心を示しますが、子どもの純真さとは異なり、

社会人として他者から信頼・評価を得るような実践的な能力に裏づけられたものでなければなりません。こうした社会に生きる力を涵養しつつ、それぞれの人格の完成の契機となるような教育を本学は理想としています」（提出-3）とある。

教育の理念・教育目的については、初代学長が「学問のために学問をするのではなく、学問を通して高く広い教養を身に付けること」「教養による美、美を中心とする教養、これを本学に学ぶすべての学生が、心の中にきざみつけておくことを期待する」と教養と美を強調して説き、第二代学長はこれを受けつつ「心の美」を磨くことの重要性を説いた（提出-3）。この流れを受けて、平成 25 年度から第五代学長に就任した現学長は、「美しい心、社会に生きる力」を養うことを学生に期待する旨を学生便覧において述べている（提出-2）。学則には、目的（学則第 1 条）として「本学は、教育基本法並びに学校教育法に精神にしたがい、次代の国民形成に大きな役割を担う者に対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする」とある。これは、学校教育法における短期大学の目的をも踏まえたものである。

またこれらは具体的に「美しく生きる」「たつき（生活）する技を身につける」「親と願う（次世代を育成する）」などと、校歌の歌詞として歌われている。

<校歌>

1. いつの日を いづくにもあれ うつくしく 生きぬきゆかん 成徳の若人われは
2. 気品(しな)高く 心ゆたかに 人の子の 親と願わん 成徳の若人われは
3. 人みなを 清きつとめや たつきする わざ身につけん 成徳の若人われは

このように、校歌は建学の精神にいう「成徳」をどのように育んでいくかの具体像を教育理念として示すものであり、学校行事の際に歌う校歌を通して、教職員と共に学生も折に触れてこの理念を共有し再認識する機会を得ている。

建学の精神及び教育理念・教育目的については、大学案内・学生便覧・ホームページ等により明示して学内外に表明されている。

さらに、入学後すぐに 1 年生全員が受講する「幼児教育基礎演習」において、学園理事長である学長自らが建学の精神を学生に説くことにより、理解が浸透するように努めている（備付-1）。その他、オープンキャンパス、入学式・卒業式等の式典、各種行事においても、学長・科長などから建学の精神が語られ、建学の精神について学び共有する機会になっている。

教職員による建学の精神の定期的な確認は、毎年度の学生便覧作成の折に行われるほか、幼児教育科科会や部会(学務部会・学生会)等で、折に触れて行っている。学園全体では中期事業計画の部門別課題の中で、理事会、評議会、及び教授会で毎年確認を行っている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、公開講座及び生涯学習事業として、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園等で働く現場の教職員及び公的機関の教育・福祉関係者、近隣住民等を対象とする「保育研修会」を毎年実施している（備付-2）。

保育研修会は、当初は卒業生のリカレント教育として企画・実施されたものであるが、現在では、地域の保育所や幼稚園で働く保育者が多数参加しており、また大学近隣住民への告知や参加申込受付も行っているため、対象を卒業生に限らない公開講座の機能を担っている。参加者の年齢は、就職後間もない若手保育者からベテラン保育者まで多岐にわたり、生涯学習事業として現在に至っている。保育研修会には毎年申込が多く、人数制限のある分科会は早々に申し込み定員を充足している状況である。

授業成果の発表の場である「音楽研究発表会」「身体表現・ダンス公開型授業発表会 A LIVE」には、学生の家族のほか、次年度入学予定の高等学校生徒や高等学校の教職員、近隣の幼稚園・保育所の教職員などの学外者も招いている（備付-3）。

その他、生涯学習事業については、社会人入試制度を設けることで（備付-4）、生涯を通じてキャリアアップを図るための環境を備えている。また、東京成徳大学と協力・連携して、教員免許状更新講習を実施しており（備付-12）、幼稚園教員免許状をもつ幼稚園教員・小学校教員・保育所保育士等が、本学卒業生をはじめとして多数参加している。

地域との連携に関しては、本学の所在地である東京都北区の教育委員会・北区役所との連携や地域の商工会との連携を図りながら、サークルや学生自治会が、教員や学生生活課職員の支援のもと活動を行っている。平成 27 年 3 月に東京都北区と学校法人東京成徳学園との間で、連携・協力に関する包括協定を締結した（備付-5）。

10 月の学園祭では、学園祭でチャリティー・バザーを実施し、収益金を東京都北区社会福祉協議会に東日本大震災の儀損金として寄附する活動や、北区役所と共同で児童虐待防止を訴える「オレンジリボン活動」等も実施した（備付-6、7）。また、ボランティア部員が北区中央公園文化センター子どもひろば等に赴き、パネルシアターや人形劇等を披露するなど（備付-8）、北区をはじめとする地域の文化活動推進にも協力している。

その他、十条台キャンパス近隣の地域清掃や学生の登校指導・喫煙防止活動などのために、年間を通じて北区のシルバー人材を指導員として継続的に雇用している（備付

-9)。さらに、毎年2年生全員が「教職実践演習」の授業内で近隣の協力園に出向いて保育現場での実践を学ぶ学外授業を実施しているほか(備付-10)、1年生全員が「幼児教育基礎演習」の授業内で北区の王子消防署による救命講習を受講し、救命技能認定を取得している(備付-1)。

ボランティア活動に関しても、サークルや学生自治会の学生が中心になり、学生部担当教員や学生生活課職員の支援のもと実施している。ボランティア部員は上述の子どもひろばへの参加に加え、近隣の乳児院や保育所等の依頼を受けて、無償で公演活動等も行っている(備付-8)。学園祭でのチャリティー・バザーの実施や「オレンジリボン活動」等の上述のとおりである。

教職員は、以上の社会的活動を、地域とともに学生が自主的に伸びやかに実施できるよう支援体制を確立している。また、個々の教員が、自治体や私立園連盟一公立・私立幼稚園連合会や・都・県・市教育局及び保育園連盟等の保育教育機関が開催する研修会の講師として多数協力し社会貢献に努めている(備付-11)。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学においては、建学の精神及び本学の教育理念・目的は明確に示されており、教育活動の根幹となっている。建学の精神については、様々な機会をとらえて学内外にも説明を行っており、高等教育機関として地域・社会に貢献していると自負している。

今後も、本学の建学の精神が学生一人ひとりの内面にしっかりと根付いて育ち、社会に貢献できる人材となることを期待している。そのために、学内では、引き続き学生生活の中で、建学の精神を可視化し、折にふれて学生及び教職員の行動規範となるよう、一層努めていく所存である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

学園理事長が短期大学長を兼務していることを強みとし、学園理事長自らが、学長として、学生に対して授業等の中で直々に建学の精神を説いている。

東京都北区と学校法人東京成徳学園との間で、連携・協力に関する包括協定を締結し、様々な機会を設けて地域貢献及び地域との連携に努めている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 東京成徳短期大学 学則、2 東京成徳短期大学 学生便覧、3 公式HP(大学・短大 概要)、4 公式HP(シラバス)、5 東京成徳大学
東京成徳短期大学 2019年大学案内

備付資料 1 平成30年度就職先アンケート報告、2、平成30年度新卒就職先訪問報告、3 実習訪問指導記録、4 就職懇談会参加報告、5 平成30年度

保育研究発表会プログラム、6 桐の花第49号、7 平成30年度音楽研究発表会及び身体表現・ダンス公開型授業発表会プログラム、8 平成30年度授業の手引き、9 平成30年度幼児教育基礎演習スケジュール、10 2019年度2月教授会議事録、11 「幼児教育科教育目的」学則第6条、12 「幼児教育科教育目的」学生便覧、13 「幼児教育科教育目的・目標」HP(大学・短大 概要) 14 「学習成果」学則第1条、15 「短期大学及び幼児教育科学習成果の明文化」※教授会議事録、16 「各科目の目的や到達目標」公式HP(シラバス)、17 「科目の到達目標」※授業構成及び結果の評価票、18 「教育効果(育てる人物像)・就職実績等の学習成果」公式HP(「二年後の姿」)、19 「卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの三つの方針の成文化及び公表」公式HP(大学・短大 概要)、20 「アドミッション・ポリシーの公表」公式HP(大学・短大 概要)、21 「幼児教育基礎演習」公式HP(シラバス)、22 「課題研究A」「課題研究B」公式HP、23 「卒業の要件、卒業及び学位授与、成績評価の基準、資格取得の要件」学則、24 「三つの方針」学生便覧(仮番号14)、25 「三つの方針」大学案内のパンフレット、26 「三つの方針」公式HP(大学・短大 概要)、27 「学則」公式HP(大学・短大 概要)、28 「教育課程(免許・資格認定のための法律や認定団体によって定められた諸基準等の条件に適ったもの)」公式HP(大学・短大 概要)、29 「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」公式HP(大学・短大 概要)

【区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

＜区分 基準Ⅰ-B-1の現状＞

幼児教育科の教育目的は、学則第6条に「就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人一人の個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。」と明確に示されており(提出-1)、学生便覧にも建学の精神、教育理念・教育目的とともに記載されている(提出-2)。

これは、「徳を成す人間の育成」「社会に有為な人材の育成」を図るという建学の精神に則ったものであり、学生便覧の学長挨拶文では、「本学の建学の精神である成徳を忘れずに明るく健康的で、優しさと微笑みを常に持つ保育者を目指して」ときわめて

具体的に記されている。

科の教育目的・目標については、大学案内や入学生募集の冊子に明記されているほか、ホームページ上でも公開されており、学内外に広く示されている(提出-3、5)。

科の教育目的・教育目標に基づく人材養成については、定期試験・レポート・製作課題・成果発表・授業態度等を評価した単位認定を行っており、在学生のほとんどが幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、保育者として社会に巣立ち、実績を重ねている。

卒業後評価については、学生が就職した民間の保育・教育・施設機関を対象にアンケート調査を実施している(備付-1)。「新卒就職先訪問」も継続的に実施し、採用された卒業生の状況や各保育・教育・施設機関の特色、求める人材像などを聴取し記録している(備付-2)。また、在学生の実習訪問指導時において、実習生の指導だけでなく、卒業生の動向についても話題にし、可能な限り、就職先からの評価を聴取することを心がけている(備付-3)。このほか民間の保育・教育・施設機関の連合会や協議会と保育者養成校との懇談会に出席し、意見交換を行うほか、卒業生の動向や採用側の要望などを聴取している(備付-4)。

こうした卒業後評価の結果は、科会や教授会での報告を通じて科全体で共有・検討し、人材養成の点検および学生への職業教育に活用している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2の現状>

まず、本学における学習成果は、学則第一条になる「目的」の内容を学生の側に立って具体化したもの、すなわち、学芸・技能の専門教育を受けることによって人格を完成させ有為な教養ある職業人として社会に貢献することであると考えられる(提出-2)。この内容は建学の精神と高い関連性を持つ。

昨年度は実態として学習成果にあたる上記の内容が教職員に概ね共有されており、その内容を明文化し、公開すべく準備をしている段階にあった。

本年は、短期大学全体としての「学習成果」を明文化された独自の内容として定めた(備付-10)。以下に全文を記す。『成徳の精神をもったグローバル人材をめざし、高く広い教養を身につけ、学芸・技能の専門教育を通して「徳を成す」人間としての人格を形成し、有為な職業人として社会に貢献できる。』

幼児教育科の「学習成果」は、昨年度、建学の精神に基づいて具体的に展開した科

の目的である資質の高い保育者養成に集約されるものとして概ね共有されていたが、今年度、大学としての学習成果と同様、明文化された独自の内容として定め、次年度より学生便覧への記載やホームページへの公開を準備している。以下に全文を記す。

(備付 - 14、15)

1. 本学の教育を通して、保育者として必要な基礎的知識と教養、専門的知識と技能、研究する力を習得している。
2. 本学の教育及び行事を通して、保育や子どもに関わる企画力、指導力、課題発見能力などの実践力や即応力を習得している。
3. 本学の教育及び行事を通して、社会人、保育者として求められるコミュニケーション能力と責任感、倫理観、自己研鑽能力を習得している。
4. 本学の教育を通して、リテラシー、論理的思考力、協同的課題解決能力を習得している。
5. 本学での学生生活を通して、自己理解を深めながら主体的に学習をすすめ、ふさわしい進路選択をすることができる。

短期大学幼児教育科の教育課程及びカリキュラム編成は、学科の目的に沿い、保育者として社会に出るために必要な幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得要件を満たせるように編成されている。

また、学習成果は、各科目の学びを積み重ねることで達成されるが、各科目の目的や到達目標は具体性のある形でシラバスに明示されており(提出-4)、「授業構成及び結果の評価票」(備付-17)においては、ほとんどの科目の到達目標が、ディプロマ・ポリシーに則った様式で定められ、その測定方法と結果を明確にした授業運営が可能となっている。つまり、科目単位で学習成果への道程が示されているといえる。

多数の学生が2年間で幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の両方を取得していることから、本学の学習成果は達成可能、かつ一定期間で獲得可能であるといえる。また、多数の学生は取得した幼稚園教諭二種免許状・保育士資格を活かして保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・児童福祉施設等に就職し、卒業後も各職場で活躍していることから、本学の学習成果は社会的・実証的な価値に適応したものといえる。本学の教育効果(育てる人物像)・就職実績等の学習成果は、ホームページ等で学内外に表明されている(備付 - 18)

本学幼児教育科の特色ある科目の核となっている「課題研究A」(1年後期)、「課題研究B」(2年前期)では、幼児教育に関連したより専門的な課題内容を学生が選択し、少人数のゼミ形式で研究を進める演習を行っている。自らが研究課題を見つけ検討方法を探りながら論理的・実践的に問題を解決していくこの専門科目の学習成果は、学内行事「保育研究発表会」において発表されるほか(備付 - 5)、研究誌「桐の花」に収録され、教員及び学生に配布のうえ、学内図書館にも所蔵されている(備付-6)。

その他、保育の実践力や即応力といった学習成果とともに、豊かな人間性と社会性の育ちを確かめる場として「音楽研究発表会」や「身体表現・ダンス公開型授業発表会」等の表現分野に関する発表会を実施しており、学生が自らの人間的な成長や社会性の育ちを実感し達成感を得られるとともに、短期大学としては、学習成果を学内外に表明する場となっている(備付-7)。

以上の保育研究発表会、音楽研究発表会、「身体表現・ダンス公開型授業発表会」等の情報や報告は、本学のホームページ上でも紹介されており、地域等にも公開することにより、その学習成果をより広く表明できるよう努めている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、教務課を中心に確認・遵守しており、改正等があった際には迅速に対応している。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの三つの方針については、成文化して公表し（備付-19）、明確な形で入学、教育課程、卒業までの学修課程が一体的になるよう努めている（備付-16）。また、学位授与の方針（ディプロマポリシー）については学校教育法第 104 条第 3 号の定めにもとづき、教育課程は、免許・資格認定のための法律や認定団体によって定められた諸基準等の条件に適ったものとなっており、社会的にも十分に通用性があると言える。

これらの方針の策定は、幼児教育科会、教授会において議論を重ねて行われ、自己点検・評価活動の中でも次年度に向けて見直しを行っている。

入学者の選考に関わるアドミッション・ポリシーについては、幼児教育科の目的（備付-11、12、13）である資質の高い保育者を養成することに則り、入学者の募集と選考を行えるようにしている。大学案内、学生募集要項、東京成徳短期大学幼児教育科のホームページ、オープンキャンパスや見学会等での科の説明会において、幼児教育科の学習内容や科が掲げているアドミッション・ポリシーを示すことにより、保育者を志している受験者に対して、本学の入学者の受け入れの方針が明確に示されるようにしている（備付-20）。

また、カリキュラム・ポリシーに基づき、本学幼児教育科の教育理念を軸に構成した科目「幼児教育基礎演習」（備付-9）を 1 年次前期に卒業必修科目として設定している。本科目については、1 年の学年主任及び担任全員を含む「幼児教育基礎演習係」が学習内容について議論し、幼児教育を学ぶにあたり基本的に身につけるべき学びの力や、授業科目の位置づけ・構造、それぞれの科目のねらいや内容について、わかりやすく説明ができるように工夫をこらして実施している。（備付-21）

さらに、「課題研究 A」（1 年後期）、「課題研究 B」（2 年前期）を卒業必修科目として設定することで、幼児教育に関連したより専門的な課題内容を学生が選択し、少人数のゼミ形式で追究する演習に全学生が参加できるよう配慮している。自ら課題を見つ

け研究方法を探りながら論理的・実践的に問題を解決することを目的とするこの科目は、本学での学びのあり方を体現するために必要不可欠なものと考え、本学幼児教育科の特色ある科目の核とするものである(備付 - 22)。

その他、特に選択的要素のある科目系列では、学生の個性、興味・関心に対応できるよう幅広い科目の設定を行っている。幼稚園教諭二種免許状取得科目、保育士資格取得科目においては、教育課程設置基準の主旨に基づき、十分な学習成果が得られるよう科目の設置、単位数、開設・開講年次等の工夫を行っている。

ディプロマ・ポリシーに示された「学生に身につけさせたい知識・技能・能力」について科目単位で検証することを企図した「授業構成及び結果の評価票」では、各科目が学位授与の方針とどのような関連性を持って構成されているかを検証し、それをもとに教育課程を体系的に編成するマネジメント・サイクルを確立している。

三つの方針については、学則で卒業の要件、卒業及び学位授与、成績評価の基準、資格取得の要件を規定し(備付 - 23)、「学生便覧」(備付 - 24)や「授業の手引き」(備付-8)に明確に示し、大学案内のパンフレット(備付-25)やホームページ上でも公表している(備付-26)。

学則はホームページ上にも公表されており(備付 - 27)、広く閲覧が可能である。

教育課程は、免許・資格認定のための法律や認定団体によって定められた諸基準等の条件に適ったものであり、これもホームページ上に公表されている(備付 - 28)。

以上により、本学における学位授与の規定は社会的にも十分に通用性があり、かつ、広く明示されているといえる。

学位授与の規定に関しては、教授会(卒業判定)・幼児教育科会等で当該学科の学位授与の方針を毎年度評価・点検しており、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)についてもホームページの「情報公開」のページに「東京成徳短期大学基本指針」として公開され、広く閲覧可能となっている(備付 - 29)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教育の効果については、学生個人間の学力差もあり、固定的・統一的な到達目標を設定することには難しさもあるが、学生の実態を鑑み、客観的な学習成果とその測定の方法について具体的に踏み込んで検討する時期に来ていると考える。

教育の効果を高めていくためには、学習成果を測定・評価の手法を整理していくことが求められる。その手法については、様々な方法を収集し、検討することにより、本学の教育課程にとってよりよい方法を見出し、それに基づいたPDCAサイクルを実施すべく努力を続ける必要がある。

現在は、各科目の成績評価・単位認定の方法については、指導的立場の科目担当教員がそれぞれ設定している。

短期大学全体として学習成果を査定する手法については、現在、学務部を中心にさらなる検討を行っているところである。学生による授業アンケート中に、学習成果に関する設問を取り入れ、学生の自己評価によって学びの成果を集計する手法を用いてアセスメントの可視化を行っているが、教育目的・教育目標と関連させながら学習成

果の整理を行うとともに、その測定結果を可視化し、成果を共有する手法に関しては今後も検討を継続していきたい。また、外部査定による客観的学習成果の測定についても、学習成果の測定としては重要な要素の一つで、入学時から卒業までの間にどれだけの学習成果を上げることができたか、学習成果の成文化とともに可視化の手法を検討していく課題がある。

また「授業構成及び結果の評価票」を活用し、ディプロマ・ポリシーと連動した全科目の到達目標や学習成果の測定方法を、全体のカリキュラムに有機的に位置付けていくことも課題で、開講するすべての科目に関して「授業構成及び結果の評価票」が整備されることが望まれる。同様に、三つの方針とカリキュラムの位置付けについて、非常勤講師も含めた全教員への一層の周知・徹底を図ることも重要と考える。

保育者養成に関する評価に関しては、これまで通り、進路先からの評価を聴取し、その結果をもとにした学習成果の点検及び就職指導の見直しを継続するが、教職員の情報共有をより一層確実にするための有機的科目の構築など、科目相互の関連性を構造化し、さらに学生へのフィードバックといった活用法に関して、今後も工夫を重ねていく。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

本学では、1年次から、高等教育、専門教育に必要な基礎知識や教養を身につける「幼児教育基礎演習」や少人数制の「課題研究」など独自の講座を開設し、卒業必修科目としている。このことを通じて、保育者としての専門的知識の定着と研究意欲の向上を目指す教育を、入学直後から卒業まで途切れることなく実施している。これらが、保育を実践的に学ぶ姿勢を正し、また深める効果を高めてきた本学の特色となる独自科目である。

また、保育研究発表会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会などに代表されるアクティブ・ラーニングによる学習の場は、学生の主体的な取り組みを通じて、実践的な保育の力を育て、専門知識への探究心を高めるとともに、その学習成果を学内外に公開し、確認する機会となっている。

また、平成30年の文部科学省教職課程再課程認定申請に向けてカリキュラムの見直しを実施した際、幼稚園教諭2種免許状の必修科目である「教職概論」、「教育原理」、「教育課程総論」を新たに卒業必修として位置付けた。このことにより、幼稚園免許状を取得しない学生に対しても、教職や教育課程の意義、教育の基礎理論の理解を求め姿勢を明確にし、より科の教育目的に沿ったカリキュラム編成とした。

【テーマ 基準 I-C 内部質保証】

＜根拠資料＞

提出資料 1 東京成徳短期大学教育改善(自己点検・評価)委員会規程、2 2019年度学生便覧 10頁 本学運営機構と職務分掌、3 東京成徳短期大学学則、

4 平成 31 年度シラバス(本学ウェブサイト「短期大学 幼児教育科」ページにリンクして 2013 以降の内容を公開 https://www.tsu.ac.jp/junior_college/tabid/580/Default.aspx)

備付資料 1 平成 31 年度教育研究改善(自己点検・評価)委員会議題(第 1 回、第 2 回)、2 平成 30 年度 東京成徳短期大学自己点検・評価報告書、3 平成 30 年度自己点検・評価報告書(本学ウェブサイト「情報公開」<https://www.tsu.ac.jp/guide/disclose/selfrating/tabid/362/Default.aspx>)、4 平成 30 年度自己点検・評価資料作成要領、5 2018(平成 30)年度 東京成徳大学・東京成徳短期大学 高等学校教員対象説明会のご案内、6 高校教員対象説明会実施方法(案)最終確定版、7 2018 年度東京成徳大学・短期大学高等学校教員対象説明会参加者アンケート集計結果、8 第 30 回部門合同会議の開催について、9 第 31 回部門合同会議、10 2019 年度第 1 回「大学・東京成徳短期大学と高等学校との高大連携協議会」の開催について、11 2019 年度第 2 回「大学・東京成徳短期大学と高等学校との高大連携協議会」の開催について、12、第 3 回認証評価に向けた重点確認事項とスケジュール、13 東京成徳短期大学学修成果成文化について、14 幼児教育科 学修成果、15 「授業構成及び結果の評価票」、16 2019 学習の実態および成果に関するアンケート結果報告、17 学生と教員による授業座談会報告、18 2019 年度東京成徳短期大学全学 SD・FD 研修会案内(第 1 回～第 5 回)、19 学校法人東京成徳学園 事業報告書 5 頁、20 東京成徳ビジョン 100

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、平成 18 年度から学長を委員長とする教育研究改善(自己点検・評価)委員会を組織している。構成員は、学長・科長・主任・図書館長・学務部長・学生部長・事務局長・総務課長・教務課長・AL0、その他学長が指名する者であり、教員と事務職員とが協力して自己点検・評価活動を行う構造が確立している(提出-1、2)。また、学則第 4 条に「本学は、その教育水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、

その結果を公表するものとする」「本学は、前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする」と定めている(提出-3)。

活動詳細は教育研究改善(自己点検・評価)委員会規程に定め、規程に基づき、毎年前期および後期に教育研究改善(自己点検・評価)委員会を開催して、自己点検・評価に関する諸事項を審議している(備付-1)。

自己点検・評価の結果は報告書としてまとめている。自己点検・評価報告書は、学長・専任教員及び事務局長・事務局各課に配布し教授会で報告をするとともに、図書館内の本学資料アーカイブスに保管し、常時閲覧し自己点検・評価の作業にあたり参照できるようにしている。平成30年度の自己点検・評価報告は令和元(2019)年11月に完成した(備付2)。その内容は、本学のHPにおいて公開されている(備付-3)。

自己点検・評価は、全専任教員と事務局の管理職が役務分掌して報告書の作成・執筆にあたっており、全教職員が根拠資料の収集・整理等に協力して自己点検・評価の活動に関与している(備付-4)。また、28年度の自己点検評価からは短期大学基準協会の新しい基準に沿って自己点検・評価報告書を作成し、分担して自己点検・評価活動を行う中で、新しい評価基準を教職員が実質的に理解できるようにしている。

高等学校等の関係者の意見聴取の場としては、入試広報課の開催する東京成徳大学・東京成徳短期大学高等学校教員対象説明会(備付-5、6、7)、及び本学園内の大学・短期大学・中・高等学校等の管理職が合同で開催する部門合同会議、及び部門合同会議後に開催される「大学・短期大学と高等学校との連絡協議会がある(備付-8、9、10、11)。その他、新年懇親会等、学園内の幼稚園から大学院までの教員・事務職員と本部職員の代表者が一堂に会する学園行事に際しても、高等学校教員を含めた学園教職員による意見交換が行われている。

自己点検・評価の成果を活用して改善・改革を進めることに関しては、教職員が各々の教育研究活動や日々の業務において自主的に行うことはもちろん、毎年の自己点検・評価報告書の作成を通し、また教授会等で教育研究改善(自己点検・評価)委員会等が働きかけることにより、教職員に定期的に意識されている(備付-12)。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

短期大学としての学習成果・幼児教育科としての学習成果に関しては実質的な内容としては概ね合意が形成されているものの、明文化がなされていなかった。しかし、

この課題の改善に向けて、2017年学務部内に「学修成果の査定と学修実態調査」の担当を設け、担当者が学修成果の具体案を作成し、2019年企画・IR室と連携し、全学的な調査を実施した（備付-13, 14）。更に実質的に学習成果にあたるものを焦点とする査定の手法に関しては、現在、科目単位で成立し、シラバス及び「授業構成及び結果の評価票」の連結により、各科目の到達目標とその測定方法及び測定結果を明確にした授業運営が可能になっている。幼児教育科として学習成果の明文化と併せて「授業構成及び結果の評価票」に関しても更新・改定を進めているところである（提出-4, 備付15）。

シラバス及び「授業構成及び結果の評価票」において、具体的な査定の手法の選択は各教員に委ねられているが、教務課が全教科に関するデータを保管し、その内容を把握している。

また、すべての授業に関して学生による授業アンケートを実施し、その結果の考察と授業改善計画を全教員が提出して報告書（電子媒体で配布）とし、共有している（備付-16）。加えて、学生と教員との授業座談会を行い、その内容を教授会で報告するとともに、「授業の手引き」に掲載し非常勤教員に対しても情報の周知を行っている。さらに、全学生に対して学修の実態および成果に関するアンケートも実施し、教授会で報告している（備付-17）。毎年開催されていたFD研修会は全学共通で行われるSD・FD研修会として開催され、また、幼児教育科独自の必要度に合わせた研修会も実施、ICT講習会等との同時開催の機会をも活用しながら、全学生について学習成果があがるように日常的また定期的に見直しを行っている（備付-18）。

PDCAサイクルに関する理解は全学的に広がり浸透しており、様々な場面でPDCAサイクルに則った活動が恒常的に進められている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正などに関しては、学園法人本部が主導して確認及び適切な対応を検討し（備付-19）、本学においては総務課・教務課を主な窓口として教授会等での学内の教職員への情報発信と情報共有に努め、学園を挙げてつねに法令遵守の精神で学校運営にあたっている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

内部質保証に関しては、概ねコンセンサスが得られ、システムとしての質保証は確立していると考えるが、より高い成果を目指す上では課題となる点を幾つか指摘することができる。

自己点検は毎年実施しており、報告書を作成し、関係機関に配布、また、問い合わせに対しては、送付を行い、ホームページでの一般への公表も行った。公表結果に対するコメントの聴取が一つの課題で、自己点検評価報告の実効性をより高めていく必要がある。

教育の質の保証については、現在は「授業構成及び結果の評価票」を用いて授業担当者が授業の目的と構成、そして結果を自己評価する形を用いているが、新カリキュラムがスタートしこれに基づいた評価票の見直しを行う必要がある。平成30年度にはその内容の精査に着手したが、建学の精神から、ディプロマ・ポリシー、カリキュラ

ム・ポリシーにつながる、個々の科目の教育目標の構成の再点検を行い、構造化を進め、より質の高い教育を目指す必要がある。教員養成課程のカリキュラム改定が行われた中で、新たな授業構成をどう捉え、具体的授業展開にどう繋げていくのか、新授業構成及び結果の評価票を用いて、マップ、ツリーを作成し構造化していくことが必要であり、直面した課題である。

また、短期大学としての学習成果、幼児教育科としての学習成果に関して、実質的な内容では概ね合意が形成されているものの、明文化する作業が行われていないため、合意内容を明文化する必要がある。本年度はアセスメント・ポリシー制定に合わせて短期大学・幼児教育科それぞれの学習成果の明文化を行い、幼児教育科「新授業構成及び結果の評価票」について、実施運営要領に基づいた具体化を進めているところである。

成績評価については、現行では担当教員に任される形になっており、大きな問題は生じていないが、評価基準・評価方法の明確化について、GPA の活用、ルーブリック評価の導入も視野に入れながら客観性・透明度の高い成績評価の方法について検討を進めていく必要がある。

<テーマ 基準 I - C 内部質保証の特記事項>

本学では、総合学園に所属する強みを生かし、学園内に併設する高等学校 2 校の教員との連絡協議会等を開催することにより、高等学校等の関係者からの忌憚のない意見を聴取する機会を持っている。受験を前提とした一般的な高校教員を対象とする説明会で得られる情報と、こうした内部ならではの意見とを有機的に活用し、自己点検・評価活動を推進している。

また、同キャンパスに、4 年制学部（子ども学部、経営学部、応用心理学部、人文学部、国際学部）が併設されており、大学としての教育・研究のあり方と短期大学としてのあり方双方の良さを融合した形で、内部質保証や自己点検・評価活動が運用されていることも特記すべき事柄である。本年度実施された「学修調査（行動・成果調査）」については、こうした利点を活用し、短大独自で行ってきたこれまでの調査を、大学との比較でさらに考察を深めることができるよう、大学での調査に合流する形で、短大の良さも残しながら、4 大との比較を行いながら調査を実施した。このことによる短期大学学修の特質がより明確となり、更なる質の向上に繋げることが可能となった。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

「建学の精神を確認しつつ、これを学生指導や学習の中でどのように活かしているかを科会・部会・委員会等の年度末総括で取り上げ、検証できるようにする。また、平成 26 年度から実施されている『東京成徳ビジョン 100』事業においても建学の精神を活かした事業計画策定を進めていく。」と記した内容に関しては、科会・部会・委員

会等の年度末総括において確認作業を積み上げている。(備付-20)

また、1年次の「幼児教育基礎演習」において、「建学の精神」に関する学長の講話を聴講してのレポート提出を全員に義務づけ、建学の精神の理解と認識を学生一人一人について確認している。

「東京成徳ビジョン 100」に関しても計画が進行中である。「東京成徳ビジョン 100」とは、平成 27 年に学園が創立 90 年を記念して建学の精神のもと、学園が目指す創立 100 年（平成 37 年）のビジョンを「『成徳』の精神を持つグローバル人材の育成」として策定したものである。①教育体制、②経営基盤、③ネットワークの三つの課題について重点目標を定め、その実現のための戦略を構築している。

当初、専任教員に限定して作成開始した「授業構成及び結果の評価票」に関しては、「今後、非常勤講師が担当する科目を含めた全科目について実施し、建学の精神に則った学習成果の可視化を進め、定期的に点検していく」と記したものであるが、現時点において一部に未作成の科目があり、非常勤講師を含む全科目に関して整備・運用すべく調整中である。

「自己点検・評価については着実に実施しているが、その成果を短期大学の運営や学生の指導に活用するだけでなく、今後、PDCA サイクルについて理解を深め、様々な場面で PDCA サイクルが運用されるよう教職員に意識付ける。」と記した点に関しては、着実に理解と運用が定着してきていると自負している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

自己点検評価は、教育研究改善（自己点検評価）委員会の主導のもと、毎年、計画的実行性のある PDCA に基づくロードマップを作成し、幼児教育科専任教員全員で取り組み、評価・改善計画を提示して取り組んでいる。全教員が積極的に責任をもって自己点検評価に参加していることは、特に本学が自負するところである。

学習成果の査定については、毎年、日本私立短期大学協会主催の教務者会議に出席し、実践的取組の報告などを参考にしながら、本学が最も大切にしている「教職員間の協働性」を大切に、最も効果的な PDCA サイクルを目指して展開しているところである。

学習の効果の査定方法には、様々な手法が考えられるものの、本学では、平成 25 年（2013）に策定した「授業構成及び結果の評価票」を用いて、ディプロマ・ポリシーの実現に向けて検証を実施している。

従来から短期大学独自の学修調査は実施していたが、2019 年度では、東京成徳大学・東京成徳短期大学教育研究改善委員会の主導による「学修調査（行動・成果調査）」を実施し、全学的に学修成果の実態把握やディプロマポリシーの達成度の検証に取り組んだ（備付 19）。また、より具体的な検証として、「学生による授業アンケート」を実施し、その結果を各授業科目担当者にフィードバックし、授業評価コメントと今後の課題の提出を義務付け、その整合性を査定し可視化できるように改善し取り組んでいる。

今後の課題として、この「授業構成及び結果の評価票」が、実効性のあるものとして機能していくよう、さらに検証・精査する必要がある。また、以前から課題となっ

ている非常勤講師の「授業構成及び結果の評価票」への完全参加については、今なお部分的であり、極力早期に達成すべく準備中である。

また、平成 26 年（2014）に策定された「東京成徳ビジョン 100」の策定の中にも、建学の精神に基づく取り組みが記されており、幼児教育科では、策定年から、次年度の事業計画を策定する際に、前年度の到達目標に対する査定を実施し、学園本部において、理事会評議委員会に報告している。今後は、それぞれ査定している成果を一元化し、より明確に可視化できるようにすることが課題とされる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧、2 公式 HP「カリキュラム」、3 公式 HP「シラバス」、
4 東京成徳短期大学、アセスメント・ポリシー、5 公式 HP「教員業績」、
6 公式 HP「GPA」、7 東京成徳短期大学学則、8 2019 年東京成徳短期
大学学生募集要領、9 東京成徳大学・東京成徳短期大学案内、10 公式 HP
「学修調査（行動・成果調査）結果報告書」

備付資料 1 授業構成及び結果の評価票、2 授業構成及び結果の評価票等の作成要領、
3 2019 年度新入生オリエンテーション実施要領【短期大学】、4 2019 年
度 幼児教育科 1 年生オリエンテーション、5 保育研修会報告、6 授
業アンケートより良い授業を目指して—アンケート用紙、7 学生によ
る授業アンケート結果報告書、8 高等学校教員対象説明会次第、9 「桐
の花」第 49 号、10 履修カルテ①②、11 「2019 年度科会会議録」、12 「平
成 30 年度教授会会議録」、13 学習成果に関する教授会議事録、14 「本
学卒業生についてのアンケート」、15 「新卒就職先訪問記録」、16 本学
卒業生についてのアンケート結果報告（29 年度卒業生分）、17 採用発送先
一覧、18 幼稚園教員養成校と全埼玉私立幼稚園連合会との連絡協議会、
19 幼稚園・保育所・認定こども園・施設との実習説明会資料

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

幼児教育科の卒業認定・学位授与の方針は、「シラバス」「学生便覧」及び「授業構成及び結果の評価票」によって管理し、それぞれの科目の学習成果の到達目標を明示している（提出-1、3 備付-1）。

幼児教育科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件については「学生便覧」に明確に示し（提出-1）、ホームページ上でも公表している。学位授与の方針については学校教育法の定めにもとづき、教育課程は、免許・資格認定のための法律や認定団体によって定められた諸基準等の条件に適ったものとなっており、社会的にも十分に通用性があるといえる。

平成 25 年度から、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学生に身につけさせたい知識・技能・能力について検証することを意図した「授業構成及び結果の評価票等の作成要領」を導入した（備付-1、2）。これにより、各科目が学位授与の方針とどのような関連性を持って構成されているかを検証し、それをもとに教育課程を体系的に編成するマネジメントサイクルの方向性が示された。

平成 29 年度から「授業構成及び結果の評価票」をもとに、カリキュラム検討プロジェクトが中心となり、幼稚園教諭養成施設、国家資格保育士養成施設の再課程認定に向けたカリキュラムの見直しに着手し、平成 30 年度に新たなカリキュラムによる再課程認定を受けた。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

幼児教育科の教育課程については、幼児教育科の目的と卒業認定・学位授与の方針に対応している。また、教育課程については、短期大学設置基準にのっとり、「学生便

覽」に明示しているように体系的に編成している(提出-1)。さらに、幼児教育科では、現在、取得可能な単位数の上限を定め、過剰な単位取得を抑えながら幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得が可能なように単位の実質化を図り、短期大学卒業のための単位数、卒業と幼稚園教諭二種免許状取得のための単位数、卒業と保育士資格取得のための単位数、卒業と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得のための単位数を明示し、学生便覧及びホームページに示している(提出-1、2)。

幼児教育科の成績評価は、短期大学設置基準等にとり、学習成果の獲得を各教科の成績評価の基準(試験及び課題提出物等)によって判定している(提出-1)。なお、シラバスには学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の必要項目を明示している(提出-3)。

幼児教育科の教員の経歴・業績については、短期大学設置基準の教員の資格にとり適切に配置している。専任教員の業績はホームページで公開し、毎年更新している(提出-5)。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育については、2019年度のカリキュラム改定において、卒業選択必修科目を教養科目にあたる科目(社会科学・情報科学・健康身体運動科学・行動科学・外国語・芸術に関する8科目)とし、全学生がその中から10単位以上を修得し卒業することを定めた(提出-1)。卒業選択必修科目は履修モデルにおいては【個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力のある保育者を育てる】科目という位置づけがなされ、(提出-2)この改定と位置づけによって、教養教育の実施体制が確立し、教養教育と専門教育との関連も明確になった。

教養教育と専門教育との関連について本学の学生に明確に説明し理解を深める最初の機会が入学時のオリエンテーションである。2019年には、4月3日に教務課より単位修得についての説明が行われ(備付-3)、4月6日には学務部長および学務部教員より、カリキュラムなどの説明がなされた(備付-4)。

また、本学のカリキュラムにおける教養教育と専門教育との関連を含めたカリキュラム構造については、1年次前期に履修する幼児教育基礎演習の初回の授業で「幼児教育の学修の意義と構造の理解」として具体的に解説されている。

教養教育の効果測定・評価については、卒業選択必修科目を含めた全科目において、東京成徳短期大学アセスメント・ポリシーに則り、各科目の担当教員によって適正に行われている(提出-4)。たとえば、幼児教育基礎演習においては、提出物、課題等が

一定の水準に達しているか否かを担当教員が討議のうえ判断している。また、課題研究A・Bに関しては、担当教員が評価するとともに保育研究発表会を行い、各々のゼミでの成果についてプレゼンテーション、ポスターセッション、ステージ等の発表の場を設けて成果を確認している。また、学生の課題研究や実習等での学習成果は、毎年「桐の花」(備付-9)にまとめて発行している。2年次後期の教職実践演習においては、履修カルテを用いて、「社会人としての礼儀・マナーの獲得、人との協働・協調性」等、教養教育に関する項目を含む受講前後の比較を通じた学習効果の測定を行っている(備付-10)。

また、学生による授業アンケートの問4において、学生がその授業で修得・向上できたと思われるものを選択・回答している(備付-6)。授業アンケートの結果を精査することによって教育効果の測定が可能となっており、開講されている全科目に対して実施している授業評価アンケートの結果をもとに、授業担当者は毎年、個々の授業に関する改善事項等を提案している。その内容は電子データにして教職員間で共有している(備付-7)。

以上の工夫により本学では、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでおり、本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成されているといえる。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は 実生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、必要な授業科目を開設して、体系的に教育課程を編成するものとなっている。教養教育にあたる卒業選択必修科目は履修モデルにおいて【個々の学生の得意な分野を伸ばし、魅力のある保育者を育てる】科目と位置づけられており、【豊かな人間性と社会性を育てる】と位置付けられている卒業必修科目、【保育の実践力と即応力を育てる・確かな専門的知識と研究意欲を育てる(資質の高い専門家を養成するカリキュラム)】と位置付けられている選択科目とともに、教養教育と専門教育との実施体制が明確である(提出-2)。

また、教養教育と専門教育との関連については、保育士資格取得要件においては、保育士資格教養科目と、専門科目としての保育士資格必修科目および保育士資格選択必修科目との区分が、教育職員免許状取得要件においては「免許状施行規則第66条の6に定める科目」が、いずれも学生便覧に掲載され、学生に示されている(提出-1)。

また、本学では、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成するものとして、2年間で、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・認定ベビーシ

ッター資格・幼児体育指導者検定2級・准学校心理士資格・社会福祉主事任用資格が取得できるよう設定されている（提出-1）。

職業教育の効果測定・評価については、資格・免許状取得に関わる全科目において、東京成徳短期大学アセスメント・ポリシーに則り、各科目の担当教員が適正に行っている（提出-4）。それとともに、総合的には2年次後期に行われる教職実践演習において、社会に出るにあたって個々の学生の課題となると思われる事項を重点的に強化する内容の授業を実施している（提出-3）。具体的には、個々の学生の幼児教育に従事する者としての学修の達成度について、履修カルテ（備付-10）を用いて学生自身が二度にわたって求められる資質と照合した自己課題の明確化およびその克服の状況を評価したうえで、最終的には複数の教員が評価している。

また、教職実践演習を含めた全ての授業について、学生に対して各授業のアンケート（備付-6）を実施して効果測定を行い、さらに、各教員からアンケートに関する分析と改善事項等の提案を得てその内容を教職員間で共有している（備付-7）。また、学生による授業アンケートの問4において、学生がその授業で修得・向上できたと思われるものを選択しているため、各科目のアンケート結果を精査することによって、教育効果の測定が可能となっている。

以上の工夫により、本学では、職業教育の効果を組織的に測定・評価し、改善に取り組んでおり、本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施しているといえる。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者の選考においては、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を作成し、学生募集要項、学生便覧、ホームページ等に明示している（提出-1、7、8）。アド

ミッション・ポリシーは教育課程編成・実施の方法(カリキュラム・ポリシー)や、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と連携している(提出-1)。また、アドミッション・ポリシーには「深い洞察と柔軟な考え」「学ぶ姿勢と意欲」「保育者になるための資質と適性」「子どもの心の理解を基本に幼児教育・保育の現場で活躍できる人材の育成を目指し」と明示し、入学前の学習成果の把握・評価を明確に行うことを学生募集要領、ホームページ、学生便覧などで示している(提出-1、2、8)。

特にアドミッション・オフィス(AO)入試においては、高等学校での学習成績だけではなく、本学のアドミッション・ポリシーとの合致性、並びに保育者としての適性を重視した面接・当日課題・書類審査を実施している。推薦入試では、高等学校長から推薦を受け、受験者の保育に対する適性を確認した上で、小論文・面接試験・書類審査を課している。一般入試では、高等学校等で身に着けた学力を測定することを重視して、入学後に幼児教育・保育を学ぶための基礎的な学習力を持つ受験者を受け入れている。授業料、その他入学に必要な経費などは大学案内・学生募集要項等において明示している(提出-8、9)。

学生の募集から選抜までの実質的な業務を遂行する入試広報課を整備し、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。また、高等学校教員対象説明会を毎年5月に開催し、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を含めて、学科の教育方針・教育内容、キャリア支援体制・進路状況、入試の変更点等の説明や個別相談を行い、これらを通じた意見交換の時間も設けている(備付-8)。さらに、入試広報課職員や教員が毎年5月～定期的に高等学校を訪問しており、高等学校側よりさらに具体的な意見を聴取し点検をしている。

2019年度は、アドミッション・ポリシーの見直しを図り、短期大学の現状に応じた内容となるように改訂を行った。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

短期大学としての学習成果及び幼児教育科としての学習成果に関してはこれまで、実質的な内容としては概ね合意が形成されているものの、明文化がなされていなかった。この課題の改善に向けて、2年間の短期大学独自の試行ののち、本年度は四年制大学と合同で、「学修成果の査定と学修実態調査」を実施、2019年度に学習成果の策定を見た(備付-13)。

本学としてはその内容は十分に具体性のあるものだと考える。まず、授業設定・運用については学校教育法、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則、児童福祉法等関係法令に基づき適正に実施し、シラバスにおいて、各科目を通して獲得される学

習成果としての具体的な到達目標を明示している(提出-3)。カリキュラムは学科目的にそって幼稚園教諭二種免許状および保育士資格が取得できるよう編成されており、科目単位での学習成果が獲得された結果として幼稚園教諭二種免許状・保育士資格共に取得が可能となる。

また、「授業構成及び結果の評価票」とシラバスを基に、科目ごとに学習成果の質的・量的な測定を行うための授業の目的、到達目標などを定め、学習成果は一定期間内で獲得可能であることを検証している(提出-3、備付-1)。大部分の学生が二年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を取得し卒業後は保育職として社会に貢献していることから、本学及び本学幼児教育科の学習成果は在学期間にあたる二年間という一定期間で獲得可能であるといえる。

学習成果測定の手法としては、現在、科目単位で成立し、シラバスと「授業構成及び結果の評価票」の連結により、各科目の到達目標とその測定方法及び測定結果を明確にした授業運営を行うとともに、「授業構成及び結果の評価票」において科目単位で測定方法、到達結果について示し、学習成果が測定可能であることを示している(提出-3、備付-1)。具体的な学習成果の測定に関しては各科目を担当する各教員が責任をもって最善と考える手法を選択し、シラバス及び「授業構成及び結果の評価票」に示している(提出-3、備付-1)。「授業構成及び結果の評価票」に関しては教務課が全教科に関するデータを管理している。

また、すべての授業に関して学生による授業アンケートを実施し、その結果の考察と授業改善計画を全教員が提出して報告書(電子媒体で配布)とし、共有することによって学習成果を相互に確認している(備付-7)。

以上の工夫により、本短期大学及び本学幼児教育科の学習成果は明確であるといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

幼児教育科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに則って、建学の精神・教育理念に即した学生の養成を基本として、資質の高い幼稚園教諭及び保育士の育成を行えるよう編成されている。

単位取得率、学位取得率、両免許・資格の取得率等については毎年度末の科会および教授会において示され、学習成果の達成状況が確認されている。全員に近い学生に

関して両免許・資格および学位の取得が認められる(備付-11、12)。学習成果の達成を支援するための有効な GPA 活用法に関しては、学期末に教員が学生の累積 GPA 順位リストを科内閲覧することにより、学習成果の状況を把握している。(備付-11) さらに教授会で卒業判定および進級判定を審議する際、学生個々の累積 GPA および累積 GPA 順位について確認している(備付-12)。

GPA は、褒賞制度の対象となる学生を検討する際の参考として、また、就職採用試験において就職先から推薦書を求められた際に推薦基準として用いている。さらに、2019 年度に成績不振者の状態を改善する仕組みとして、幼児教育科履修規程に「特別アドバイス制度」及び「学業経過観察制度」を定めた。その基準として半期終了時の GPA が 1.0 未満の者を対象とすることとした。このように教員が GPA を把握して学生指導に役立てるなど多面的に活用している(提出-1)。

「学生による授業アンケート」では、当該科目で修得・向上した知識や能力について学生に回答を求めており、科目担当者は科目単位で学生の学習成果について、学生による評価内容を把握し、学習成果と授業法・授業構成要素の評価との関係から、教育改善の方向を見通す根拠資料としている(備付-7)。

免許・資格取得に必要な幼稚園・保育所・施設等への実習参加状況や参加結果報告については、学科会議、教授会で報告がなされている(備付-11、12)。多くの学生が幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園等に就職する現状に鑑み、毎年、卒業生の就職先である民間の幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園・児童福祉施設等を対象とした就職先へのアンケートを実施している。結果は学科会議、教授会で報告され、就職先の卒業生に対する評価及び在学中に身に付けてほしいこと等を教職員で把握している(備付-16、17)。

大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率については、その都度、教授会において報告され、教職員で把握している(備付-12)。

三つのポリシーに示される水準の達成及び恒常的に教育改善を実施することを目的として、2019 年 4 月「東京成徳短期大学 アセスメント・ポリシー」を定め、各指標により学修成果が測定・評価されていることをより明確にした。また、このポリシーに従い科目ごとの評価結果の分布並びに GP 平均値を学生に開示し、GPA 分布をホームページで公表することで、学生が自分の成績がどの程度の位置にあるのか把握できるようにしている。(備付-12、提出-6)

また、2019 年度から教育研究改善委員会により全学生を対象とした「学修調査(行動・成果調査)」が実施され、その結果はホームページで公表されている。この調査は、本学の教育や学生支援の質保証の観点から自己点検・評価の一環として実施しているものである。(提出-10)

幼児教育科の目的と履修単位表の関連性をどのようにとらえるべきか、両者を繋ぐ教育課程レベルの学習成果を明確にするために、「授業構成及び結果の評価票」を導入して、学科の目的と科目間の構造を検討し、カリキュラムマップの機能を持たせている。学習成果の量的・質的データについては、資格・免許取得率、就職決定状況など各種統計をホームページにて公表している。個々の学生の GPA については、学生自身だけでなく、教員も学内の Web システムで確認できるシステムを導入している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学では、その年の3月に卒業した学生が勤務している民間の保育・教育・施設機関の長に宛てて、7月に「本学卒業生についてのアンケート」を送付している（備付-14）。平成31年度に実施した、平成30年度卒業生に関する就職先アンケートの送付数は109件、回答数は89通で、回収率は81.7%であった。（備付-14）また、必要に応じて行う非常勤職員による「新卒就職先訪問」も継続して実施している。2019年度は12園を訪問し、採用された卒業生の様子と、その保育機関の特色、求める人材像などを聴取し記録した（備付-12、15）。

聴取した本学卒業生についてのアンケート結果については、科会、教授会等で報告され、学習成果の点検として各専任教員に周知されている（備付-16）。

加えて、学生の実習訪問指導に際し、訪問担当者に対して過去3年間の当該保育所・幼稚園・施設への本学からの就職実績の情報が示される。従って、卒業生が採用されているという情報を得た訪問者は、実習巡回の際に、実習生（在学生）の指導だけでなく、卒業生の動向についても話題にし、可能な限り、進路先からの評価を聴取することを心がけている。また、毎年、学生の就職・実習先の幼稚園、保育所等に向けても参加を呼びかけ、幼児教育科専任教員が中心となり「保育研修会」を実施している。この「保育研修会」においても現場の教職員との意見交換を行って、本学の卒業生に関する評価の聴取に努め、その成果を報告し共有している。（備付-5）

さらに、2019年度から、四年制大学・子ども学部とも協力して、実習・就職等で学生・卒業生が世話になっている幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等の園長・施設長・教職員を本学に招き、本学の教育内容の説明を行うとともに、園からの質問・要望等を聞き取った（備付-19）

本学におけるこれらのアクションのほかにも、民間の保育・教育・施設機関が地区ごとに結成している連合会や協議会等がそれぞれ保育者養成校との懇談会を開催しており、本学幼児教育科の就職担当教職員もそうした会合に積極的に参加し、意見交換や卒業生の動向や採用側からの要望の聴取を行っている。（備付-18）このように、保育関係への就職に関しては、複数の手段を用いて、進路先からの評価を聴取する工夫を行っている。

一般企業に就職した卒業生に関しては、科会や教授会において報告し、一人一人の就職先を短期大学全体に周知している。（備付-11）。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

教育課程の課題に関しては、平成 29 年度に教育要領の改訂に伴った教員養成再課程認定があり、平成 30 年度にはこれに伴う科目の再配置を行った。また、同様に保育士養成カリキュラム改定に伴う科目の見直しも行われ、教育課程全体の再点検を行うこととなった。令和元年度は新設設置した科目の 1 年目となり、多くの科目が見直された新しい内容で授業が行われていった。しかし、旧課程科目も残る中での新科目の運用ということで、具体的には事情があって休学をした学生や、留年した学生については、新課程科目の中でどう科目の読み替えを行うか、また場合によっては特別に旧課程用の科目を特設しなければならないケースもあり、複雑な授業設定、履修指導を行う必要があった。このことは旧課程学生が在学する間は生じる課題で、教務課及び学生指導教員との連携が求められる。

本来、大学とは建学の精神をはじめとしたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシーに基づいた授業を、短期大学設置基準に則り展開し、その成果を確認すべく PDCA サイクルを確立していくべきである。同時にその成果としての幼稚園教諭免許状、国家資格である保育士資格の取得も、本学が短期大学教育課程の中で達成しなければならない課題で、令和元年度はそれら双方を視野に入れた新たな取り組みが求められた。

本学が独自に行ってきた「授業構成及び結果の評価票」については、カリキュラムの改訂に応じた見直しが必要となったが、令和元年度は新養成カリキュラムの実施、また、「高等教育無償化」に関する各種規定の整備が優先され、新課程での評価票の更新にまでは至らなかった。新課程完成年度に向かって、授業構成及び結果の評価票実施要項に基づいた見直し・更新が求められる。

また、カリキュラムの改定に伴い、学習の質を確保する上で、学生の取得すべき科目についても、卒業と幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得とともに、十分な精査が必要である。四年制大学に比較し過密な短期大学の授業をどのように構造化し、合理的、実質的に学習成果を獲得させていくか、具体的には制度化された GPA の活用、CAP 制の運用、またアセスメントポリシーの制定、また特別アドバイス制度などを通し、どのような成果が得られるのか、その結果の査定も必要となってくる。

高等教育の無償化施策に伴う教育システムの構造化、厳格化が行なわれ、従来からの短期大学教育システムとの整合制を取りながらも必要に応じた教育改善を進めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

教育課程を考える上で、常に念頭に置かなければならないことは、個々の学生の学習成果の質と量である。短期大学では、多様な切り口から学習成果を点検する機会を設けている。「保育研究発表会」、「音楽研究発表会」、「身体表現・ダンス公開型授業発表会」、「桐の花」の発行などは、学習成果を教員が評価するだけでなく、学生自身が達成感とともにその成果を自覚できる取り組みとなっている。教員が客観的に学習の

成果を可視化、査定することは、改善に向けて必要不可欠なことではあるが、あわせて学生の達成感、満足感も見逃してはならない要素で、このことは卒業後の自立的成長に関わってくる。このことを意識しながら、様々な企画が準備され、その企画の質・内容と適時性については常に意識を向ける必要がある。

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧、2 学校案内、3 図書館利用パンフレット、4 「入学前に思い出そう・準備しておこう」

備付資料 1 東京成徳短期大学幼児教育科 令和元年度卒業生の皆様へ、2 授業構成及び結果の評価表、3 シラバス、4 FD活動プリント、5 授業アンケート、6 学生と教員による座談会、7 オリエンテーションプリント、8 就職支援センター会議記録、9 基礎演習日程プリント、10 就職オリエンテーション資料、11 公務員採用試験対策講座、12 就職関係分析、13 学生アンケート結果報告書、14 学生と教員による学生生活座談会報告書、15 「東京成徳短期大学障がいのある学生支援に関する基本方針」、16 学生相談室利用状況、17 「授業の手引き」、18 平成30年度幼児教育科非常勤講師連絡会の開催について(ご案内)、19 東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパス学生委員会規程、20 東京成徳短期大学学習支援に関する規程、21 2019年度学生健康診断実施要項(案)、22 学生相談室規程、23 個人情報保護規程、24 東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパスハラスメント調査委員会運用細則の改正について、25 東京成徳大学・東京成徳短期大学学生の懲戒規程の改正について、26 中央公園文化センター後期子どもひろば開催の様子、27 2019年度全学組織全学・十条台キャンパス委員会構成員一覧、28 東京成徳短期大学学務分掌、29 幼児教育科役割分担表

【区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

- ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員・事務職員は、協力して学科の学習成果の獲得に向けて取り組み、責任を果たしている。

教員は、「学位授与の方針」（提出-1、備付-1）及び学科の目的・科目の目的に対応した成績評価基準により、担当する科目に関する学習成果を評価している。令和元年度も引き続き、専任教員が担当する科目について「授業構成及び結果の評価票」（備付-2）を用いて、学科の目的と科目間の構造を検討し、到達結果の評価についてもわかりやすく整理している。評定の方法についてはシラバス（備付-3）にも明記し、学生に周知して厳正に行っている。また、「東京成徳大学・東京成徳短期大学 SD・FD 活動推進委員会規定」を定め、大学・短期大学合同の FD 活動活動（備付-4）、短期大学単独での FD 活動を通して授業を進める上での課題の共有及び改善策の検討会を開き、教員相互の協力のもと、授業・教育方法の改善に努めている。

学生による授業評価については、前期末・後期末それぞれに全科目について授業アンケートを実施している。授業アンケートの集計結果は授業担当者に速やかに伝えられ、担当教員はアンケート結果に対する考察を行って今後の授業方法の改善に役立っている（備付-5）。また、学生と教員双方の代表者による懇談会を実施して、授業アンケートとは違った観点から授業に対する具体的な意見・要望を聞き取っており、ここで聴取した意見は科会・教授会等で教職員に共有され、授業方法の改善に役立てられ

ている（備付-6）。また、今年度は新型コロナウイルスの警戒態勢の中、例年年度末に開催している非常勤講師との連絡会を開催することができなかったが、「授業の手引き」等の資料（備付-17、18）を用いて本学幼児教育科の3つのポリシー及び授業・試験と評価・諸規程等の共有に努めている。

教員は、学生に対する履修及び卒業に至る指導として、入学時のオリエンテーション（備付-7）をはじめ、前期・後期開始時にオリエンテーションを行うとともに、担任やゼミ（課題研究）の担当教員を中心に、学生の必要に応じて随時相談・支援・指導を行い、卒業・就職に至るまできめ細かな指導をしている。こうした取り組みは、本学が学生や保護者から得ている「学生と教員との距離が近いアットホームな大学」という評価につながっている。

事務職員は、所属部署の職務（提出-1）を通じて学習成果を認識し、学生がこれを達成できるよう貢献している。具体的には、教務課においては、教員との連絡等を密にしつつ、シラバスの管理・学生の履修登録・成績の管理・証明書類の発行・実習関連の事務・授業の出欠席管理等を通して学習成果の獲得に向けて支援を行っている。総務課は、学習環境の整備・入学式をはじめとする式典の運営・奨学金の管理等を通して学習支援にあたっている。2019年度から学生支援課改めキャンパスライフ支援課では、教員との連絡等を密にしつつ、奨学金に関する案内・通学関係・学生自治会である桐友会の活動の支援・就職関連の事務及び進路相談等、学生生活に関する幅広い業務を通して学生の生活を支援し学習支援にあたっている。また、各期のオリエンテーションを実施する際には関係部署の事務職員も参加し、履修登録の方法や保健室、学生相談室の利用方法、奨学金の取り扱い方法などについて説明し、支援している。

さらに、教員と事務職員とが学生の学習成果獲得に向けて情報を共有し協働するために（提出-1）、教務に関する事項を検討する学務部会には教務課担当職員が、学生生活全般について検討する学生部会には学生支援課職員が、科会や実習・就職に関する会議には教務課担当職員が出席し、報告・検討に参加するとともに議事録をまとめている。教授会には、学長はじめ事務局長・事務局各課課長・総務課職員が出席し、教員と情報共有を行っているほか、議事録をまとめ管理している。

施設設備としては、図書館に司書が常駐して学習成果の獲得に向けて貢献しているほか、JINIC（十条台キャンパス情報ネットワーク支援センター）では情報処理に関わる幅広い技術の伝達と機器の管理等、学生のITスキルを支え、高める支援を行って貢献している。

学生への情報提供・通知については、HPを活用するほか、学生便覧（提出-1）及び印刷物を学生に配布するなどして、各教科での目的、到達目標、授業進行について予め情報を提示している。また、学習、実習、就職にかかわることについては教務課及び学生支援課の担当職員が窓口となり、掲示等によって学生に通知している。

図書館の利用については、1年次に実施される「幼児教育基礎演習」（備付-9）の授業の中で説明を行っている。図書館の設備案内、図書の貸し出しについての説明（提出-3）のほか、書物・文献の検索方法の説明及び実践、グループ学習室の使用方法等についても具体的に説明し、学生の自主学習に役立てることができるよう支援している。また、教職員を対象にパソコン等のIT技術のスキルアップ等の講習会（備付-4、

19) を実施している。

蔵書の拡充をはじめとする図書館の運営については、図書館運営委員会（提出-1）を組織し、図書館員（司書）だけでなく教員も協力して学科の専門的な学びに必要な書籍の充実に取り組んでいる。蔵書の購入に関しては、図書館運営委員会で方針を決定している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、オリエンテーション実施計画に基づき、1、2年生とも年度当初に、学習の方法や科目の選択・履修のためのガイダンスを行っている。オリエンテーションでは、学生生活、履修要項などがまとめられている学生便覧等の必要資料一式を学生一人ずつ封入・記名して配布することによって、必要な情報がすべての学生に確実に届くよう配慮している。

入学前教育として、A0入試や推薦入試での入学予定者にあらかじめ与えた課題を入学前に提出するよう指導を行っている（提出-4）。入学直後及び進級時にはクラス担任による個人面談を実施して、2年間の学修の予定や将来像について話し合い、学生一人一人の2年間の学修計画を把握して指導できる体制をとっている。加えて、幼稚園

教諭二種免許状、保育士資格の取得に向けた説明を行い、学生が2年間で両方の資格・免許を計画的に取得できるように指導している。

「幼児教育基礎演習」の授業において保育者としての基礎知識や資質向上に向けた授業を行い、毎時レポート課題を出し添削するなどのきめ細かい対応によって、一人一人の基礎学力のチェックや向上を目指す教育を実施している。基礎学力が不足している学生に対する補習授業等については、2019年度から、GPAが既定の値を下回った学生に対して、クラス担任等から個別指導を受ける体制を整え実行している。

大学組織としては学園生活を安全かつ豊かに過ごすための学生指導を行う学生部を設け、学生係、進路係、保健環境係、学生相談室などの担当を設けて対応している（提出-1）。また、1学年を4クラスに分けたうえでクラス担任制度を設け、学習面でのサポートをはじめ生活面や心理的な相談ごと等に対しても個別に学生への指導ができるようにしていることに加え、全専任教員がオフィスアワーを設け、クラス担任以外の教員も、学生の様々な質問や相談に応じるようにしている（提出-1）。

また、学生相談室に非常勤の有資格カウンセラーが在室し、相談等に対応する体制を整えている（備付-16、22）。非常勤カウンセラーは、授業期間中は毎週月曜日から金曜日、休業期間中は金曜日に常駐して学生からの相談に応じられる体制をとっている（提出-1）。保健室には、授業開講期間の月曜日～土曜日まで、看護師が常駐している（提出-1）。

事務組織としても教務課、学生支援課等で支援体制を整備している。

通信による教育を行っていないので、そのための体制は整備していない。

英検等の合格者に対する単位認定については、「実用英語技能検定試験」の1級、または準1級試験に合格した場合、本人の申請に基づいて、専門科目の単位として認定している（提出-1）。

海外留学制度については、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得のための実習等の予定が多いため、幼児教育科の学生を授業として海外に長期に派遣することは実質的に困難であり、現状行っていない。また、海外からの留学生の受け入れは原則として行っていない。卒業後に留学を希望する学生や、諸外国での保育職に就くことを希望する者に対しては個別に相談に応じ、希望が実現できるサポート体制をとっている。卒業後に留学を希望する学生や、諸外国での保育職に就くことを希望する者に対しては個別に相談に応じ、希望が実現できるサポート体制をとっている。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

キャンパス全体の教員組織としては、学生生活に関する事項を審議するために「東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパス学生委員会規程」（備付-19）を定め、全学部の教職員がキャンパス全体としての学生生活の状況や課題に対応できる組織づくりを行なっている。短期大学においては、学生指導を行うための学生部を設け、その中に学生係、進路係、保健環境係、同窓会係、学生相談係を置いている（提出-1）。施設としては学生相談室・保健室を整備している（提出-1）。また、担任制度を設け、個別に学生への指導ができるようにしている。オフィスアワーを設け、担任以外であっても学生の様々な質問や相談に応じる体制を整えている（提出-1）。事務組織としては、キャンパスライフ支援課とキャリア支援課が配置され、学生部の教員と連携して支援にあたっている（提出-1）。

学生部学生係・キャンパスライフ支援課が中心となって、クラブ・サークル活動、自治活動、学園行事（学園祭、スポーツ大会等）等を支援している。学生が主体的に参画する活動が行われるように、活動費の支給を行うとともに、教員がクラブ・サークル顧問として活動の支援にあたり、学生部教員及びキャンパスライフ支援課職員が、スポーツ大会及び桐友祭等の学生生活活動のために、随時指導助言を行う等の支援体制を整備している。特に行事においては、教職員が緊急時に適切な対応ができるよう緊急連絡態勢を整えている（備付-29）。また、同窓会に対しても、学生部同窓会係が同窓会幹部や支部会との諸連絡、助言、在学生との交流支援などにあたっている。年に2回支部会（関東甲信越方面）に出向き卒業生との交流も図っている。

学内の福利厚生施設としては、カフェテリア（学生食堂）、コンビニエンス・ストアなどを設置している（提出-1）。

学生寮は施設老朽化により閉鎖したが、地方出身の学生に対しては、キャンパスラ

ライフ支援課において信頼できる不動産業者などの紹介を行っている（提出-1）。

本学は都心部にあり、交通の利便性が高いため、通学に関しては基本的に徒歩、公共交通機関（電車・バス等）を利用するよう指導している。そのため、学生用の駐車場は設置していないが、自転車通学の学生に対しては駐輪スペースを設けており、申請により1年ごとに「駐輪許可証」を交付している（提出-1）。

奨学金制度については、日本学生支援機構による奨学金のための手続きの支援を行っている。また、東京成徳短期大学奨学金制度を設け、保護者が学費等を日本政策金融公庫から国の教育ローンで借り入れて納めた場合、その利息相当額を在学中の2年間に限り大学が支給している。その他、地方自治体や社会福祉協議会等の奨学金の受付・申し込みの扱い・相談などをキャンパスライフ支援課で行っており、希望する学生には制度の利用が認められている（提出-1）（備付-20）。

学生の健康管理については、毎年年度初め（4月）に、学校教育法に基づく健康診断を全学生対象に実施している。（備付-21）保健室には授業が行われる月曜日～土曜日に看護師が常駐し、病気や怪我などの場合には的確な応急処置や対応をとる体制を整えている。保健室には健康診断記録をはじめ、入学時に提出された個々の学生の健康に関する記録も保管されており、看護師は日頃から学生の健康状態の把握に努める一方で、健康診断の結果等に基づいた学生への健康指導及び健康相談に応じている。

また学生が抱える様々な問題や悩みを、一緒に考え問題解決の糸口を見つける手助けをするために、教職員は、クラス担任制、オフィスアワーなどを活用して（提出-1）広く学生の相談を受け付けている。その中でも、やや専門的な心身両面にわたるメンタルケアやカウンセリングについては、「十条台キャンパス学生相談室規程」（備付-22）に基づき学生相談室で専門のカウンセラーが相談にあたっている（提出-1）。また、学内の担当教員とキャンパスライフ支援課長が学生相談室員となり、各研究室やキャンパスライフ支援課を窓口にして、相談のある学生に対応し、相談内容によっては、専門的な機関に相談するように勧めている。なお、学生支援のために学生個々の情報等を記録した書類の保管・保護に関しては、「学校法人東京成徳学園個人情報保護規程」（備付-23）に基づき、個人情報漏洩しないように十分に配慮している。

以上のように、基本的に全教職員が日々学生からの意見・要望を聴くようにしているが、特に担任、キャンパスライフ支援課の職員、学生相談室、保健室スタッフが中心になり、学生との連絡窓口を常時保っている。また学生生活アンケートを実施するほか、学生から学生生活に関する意見を聞く座談会等も開催し、積極的に学生の意見や要望の聴取に努めている（備付-13、14）。

本学では、原則として留学生を受け入れてはいないので、その体制は整備していない。ただし、外国公館からの紹介がある場合には、選考の上これを許可することとなっている。

社会人については、社会人入試を設けているが、平成30年度現在において社会人学生は在籍していない。また、長期履修学生については、長期履修学生入試の制度を設けることとあわせて、長期履修学生規程等により、長期履修学生を受け入れる体制を整えている（提出-1）。

「東京成徳短期大学障がいのある学生支援に関する基本方針」を定め（備付-15）、

障がいのある学生が、障がいのない学生と平等かつ公平に教育研究に参加できるよう整備している。

また、「ハラスメント防止に関する規定」や「相談等処理細則」を定めることによって、ハラスメントの防止対策と対応態勢を整えている。学内外での学生の問題行動等においても「懲戒規程」により適切な指導が行えるように整備している（提出-1）（備付-24、25）。

学生の社会活動については、主にボランティア活動としてサークルや学生自治会の一部が、顧問や学生部担当教員、キャンパスライフ支援課職員の支援のもと実施している。その一例として、ボランティア部員が地域の乳児院や保育所、北区の教育委員会が主催する北区立中央公園文化センターの子ども広場に行き、パネルシアターや人形劇などを実演し、また、王子警察署とコラボレーションをし、ピーポ君を使用して災害に対する注意喚起の物語を子ども達に実演していることが挙げられる（備付-26）。また学園祭では、学生達がチャリティー・バザーを実施し、その収益金を東日本大震災の義捐金として送付する活動や、北区役所と共同で、子ども虐待防止のための「オレンジリボン活動」、デートDVの撲滅キャンペーン「パープルリボン活動」等、各種の活動を実施している。

以上の社会的活動を、地域とともに学生が自主的かつ伸びやかに実施できるように、学生部の担当教員はじめクラブ・サークル顧問教員などが中心になり、事前の打ち合わせや引率、事後報告等を含めた支援体制を確立している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援のための教員組織としては、学生部の中に設けられた進路係（提出-1）及び幼児教育科教員による就職係がある。進路係・就職係は就職支援の中核を担い、係以外の教職員と緊密に連携をとって支援にあたっている。教員以外の組織としては、事務局キャリア支援課が主たる就職支援にあたっている。

短期大学・大学の就職支援を統合する組織として就職支援センター（提出-1）がある。就職支援センターは、就職支援を行っている短期大学・大学各部署の責任者によって構成され、組織間の密接な連携を実現して、短期大学・大学全体での就職支援活動（備付-27）を推進している。

就職に関しては、事務局キャリア支援課にパソコン・求人票ファイル・過去の受験

報告書・企業ファイル・就職試験報告書・問題集・資料集等が備えられ、事務局キャリア支援課がその管理と学生の支援にあっている。(提出-1) またキャリア支援課は学生部進路係と密接な連携を図りつつ、全学的な協力体制のもと就職支援活動に努めており、担任・進路係の教員を中心に幼児教育科の全教員が継続的に就職支援にあっている(備付-28、29)。

具体的な就職の支援の方法については、就職に必要となる幼稚園教諭二種免許状・保育士資格、准学校心理士及び、本学が必要であると考えている普通救命技能認定証(一年次に全員が取得)、関連資格となる認定ベビーシッター資格・幼児体育指導員等の取得を希望する学生に対しては、幼児教育科教員及び事務局教務課が連携して資格習得に必要な講習・講義等を計画・実施・運営し、それらの希望資格等の取得をサポートしている。(提出-1)

また、幼児教育科就職係が中心になってカレッジアワーや土曜日の午後等に課外で実施している「就職オリエンテーション」(備付-10)への学生参加率は非常に高く、就職試験等に向けての具体的な指導はそこで行われる。さらに、就職試験のための論作文指導・実技指導・模擬面接等、個別指導が必要な内容に関しては、幼児教育科の全教員が協力して指導にあっている。また、公務員を目指す学生に向けては、外部の機関と協力して公務員試験対策講座を年間通して(備付-11)開講している。

卒業時の就職状況とその分析・報告は、次年度当初の科会、学生部会、教授会、就職支援センター会議において行われ、その結果を踏まえて就職支援を進めるサイクルが確立されている。就職状況はホームページ等でも公開され、オープンキャンパスでの説明、学校案内への掲載などを通して広く公開されている。また、卒業時に限らず、学生の進路状況に関しては、秋季から毎月の科会・学生部会・教授会、就職支援センター会議で進路決定の推移状況(備付-12)が報告され、学内全体で現状を共有している。特に学生部会と科会・教授会において学生の進路・就職状況は重要な議題として扱われており、教職員の関心も高い。

四年制大学への編入学等、進学を志望、あるいは検討する学生に対しては、学生部進路係の教員と事務局キャンパスライフ支援課が緊密な連携のもとで相談に応じ、必要に応じて他の教職員にも協力を仰ぎつつ、具体的・個別的に支援にあっている。各大学の募集要項やスクールガイド・シラバス・卒業生の報告書等の資料は事務局キャンパスライフ支援課に備えられている。

留学に関しては、本学は、実習等があり時間的な余裕がないために長期の留学が難しく、希望学生に対しては、2月に、本学独自の8日間のイギリス研修旅行を設定してきた。ヨーロッパの情勢不安の影響でイギリス研修旅行は中止となり、平成29～30年度はハワイに企画を変更し募集を行ったが、希望する学生の数が催行条件としていた人数を満たさなかった。また、令和元年度は再びイギリスに企画を戻し、募集を行ったが、希望する学生の数が催行条件とした人数を満たさなかったためこの3年間に限って研修旅行は実施していない。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

本学の伝統として保育系の就職支援のきめ細かさと就職率の高さが挙げられるが、その一方で保育系以外の職種を希望する学生にとっては授業の中で十分なキャリア教育が行われているとは言い難い。そうした学生に対しては、現在は、担任・学生部進路係・事務局キャリア支援課が緊密に連絡を取り合って学生個々の状況把握に努め、個別に相談・支援にあたっている。

進路支援に関して、希望者に対する支援体制は整備されている。しかしながら、資格取得に関しても、就職試験対策に関しても、学生自身の意欲と努力が最も大きな成功への条件となる。したがって、学生の意欲を育てることと、努力を続けられる環境を提供することを目指し、本学の教職員が一丸となり、環境整備を工夫してたゆまぬ努力を続ける必要がある。

就職先からの要望等を聞き取る就職先アンケート調査のデータについては、学生指導及び学生の教育活動に活用しているのは当然であるが、分析に際しては就職状況を短期的な数値だけでとらえるのではなく、長期的な視野に立ち、社会に貢献する人材をいかに育て、輩出していくかを科の教育方針とも照らし合わせながら検討することが重要である。学内教職員が一致団結し、教育の場としてのあり方を自己点検・自己評価し、学生にも、社会にも満足してもらえる就職支援を目指して今後も最大限の努力をしていきたい。

進学に関しては、近年特に学生の志望が多岐にわたるため、個別支援が中心となる。また、留学に関しては、カリキュラムの面からも長期の留学は困難であるため、短期の日程で幼児教育科での学びを深めることのできる独自プランを実施しており、内容の一層の検討と充実が期待される。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

保育者養成校としての伝統を有する本学は、その歴史の中で、建学の精神のもと、学生を有為な保育者として育成するカリキュラム、及び、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設等の保育機関への就職支援や就職後の研修の場の提供など、有機的な支援体制を作り上げてきた。多くの保育現場の中核で活躍している卒業生のネットワークも活用し、保育現場で必要とされる人材の育成と輩出を続け、保育現場で高い評価を得ており、そのことが学生に誇りと自負をもたらしている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

2019年度からの教育課程の変更に伴い、3つのポリシーの非常勤講師を含めた全教員への周知・徹底に関しては改めて実施中である。特に非常勤講師への周知・徹底に関して、「授業の手引き」の配布及び幼児教育科非常勤講師連絡会における説明の実施

など改善が進んでいる（備付-17、18）。

学習成果の査定に関しては、平成 30 年度においても学生の学習実態及びその成果に焦点を当てたアンケートの改定を実施し、学生実態の把握、また学習成果の確認の方法について新しく数値化の手法を取り入れて検討を進めている。アンケートの改定に際してはその手法についてのアンケート（授業アンケートに関するアンケート）を行い、学習成果の把握と授業改善への PDCA サイクルについて、幼児教育科としてのコンセンサスを深めた。非常勤講師科目への拡大に関しては未だ部分的であるが、専任教員に関しては、授業アンケートで問うている学習成果と「授業構成及び結果の評価票」に挙げている授業構成要素との相関を見る形式で、学習成果を上げるための授業改善の方法について考察を行ったものを集約・公開し、情報を共有した。

入学者選抜の方法や入試種別の選考方法、ならびに入学前教育については計画の通り検討を重ね改善している。

体育館や運動場の整備等により学生の自治活動・サークル活動の意欲を喚起する点に関しては、平成 26 年に新体育館が完成し推進され、自発的なサークル活動の企画が進められた。また、学生相談室の場所や開室時間、専門スタッフの充実等も行った。駐輪場に関しても若干の増設を行い、現状の自転車通学希望者に対応できている。社会人入学者数に特段の増加は認められないが、受け入れに関する広報活動は引き続き行っている。資格取得に関する対応や検討も継続的に進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程に関しては、平成 30 年度には教育要領の改訂に伴う教員養成再課程認定の申請が軸となり様々な科目の再配置が実施された。また、同様に保育士養成カリキュラム改定に伴う科目の見直しも行われ、教育課程全体の再点検を行うこととなった。2019 年度からはその本格実施を行ってきた。

短期大学における教育課程では、本来建学の精神をはじめとし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシーに基づいた授業を、短期大学の設置基準に則り展開し、その成果を確認すべく PDCA サイクルを確立していくべきものである。一方で、その成果としての幼稚園教諭免許、国家資格である保育士資格の確実な取得も、本短期大学幼児教育科の教育課程の中で達成しなければならない課題であり、2019 年度は、昨年度に引き続き、新しい教育課程の実施の中でそれら双方を視野に入れた取り組みが求められた。これらを総合的に組み立てた本学独自の「授業構成及び結果の評価票」について、カリキュラムの改訂に応じた見直しが必要となっており、更新・改善を計画している。

また、カリキュラムの改訂に伴う学生の取得すべき科目についても、卒業単位の取得と幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得に必要な科目とともに十分な精査が必要であり、四年制大学に比較し過密な短期大学の授業をどう構造化し、合理的、実質的学習成果を獲得していくかが大きな課題である。

GPA の活用に関しては、2019 年度においても議論を重ね、褒賞や就職の際の推薦状交付に役立てる一方で、授業成績が思わしくない学生に個別指導を行う規定を設定するという新たな取り組みを行い、一定の方向を示してきた。今後も規程、要項などを

整備し具体的運用を進めていく予定である。CAP 制の検討も進めてはいるがまだ課題の整理に着手した段階であり、本学にあった形での実現が可能かどうか、今後も引き続き検討を進めていく予定である。

授業教育改善の基盤となる学習成果の査定に関しては、授業アンケートや学習実態及び学習成果アンケート、また保育研究発表会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会など様々な企画の中でその成果の確認を行い、一定の結論を得ることはできているが、これらをより明確化するためには、学習成果の明文化及びアセスメント・ポリシーの策定、アンケートの効率化などが求められる。学習成果の獲得をより実質化するためにも到達目標を明確化し、そこに至る道筋を整える意味で、現在行われている様々な企画について制度化及び規程化を図り成果の明視化を進めていきたい。学習実態及び学習成果アンケートについては、短期大学でのコンセンサスを得ながら大学 IR 組織との連携を取り、効率的な調査と十分な考察を行い、各種改善の議論を実効性のあるものとしたい。

学生支援の課題、改善計画については事務局キャンパスライフ支援課と、また保育系就職支援においては事務局キャリア支援課スタッフと教員との連携が緊密に行われ、一定の効果は現れているものの、保育系以外の就職も視野に入れている一部の学生にとっては十分な支援が受けにくいという状況がある。就職支援と学生支援の内容・情報が、有機的に統合されより効率的で有効な支援ができるよう、システム改善を検討したい。

進学に関しての学生支援では、学生の希望が多岐にわたるため、個別学生のニーズに即した支援システムを検討していきたい。

留学に関する指導では、幼児教育科カリキュラムの関係で、在学中の長期留学は困難であるが、幼児教育科としての独自の海外研修プランを進行させており、短期間ではあるが海外での幼児教育の学びを深める企画として定着させていきたい。ここ数年は、意欲は持ちつつも、経費の問題で海外研修セミナーへの参加を断念せざるを得ない学生が多くみられる。実施に向けてより本学の学生が参加しやすい条件作りを工夫して行い、学びを深める企画の実現を図りたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

1 学生便覧

備付資料

1 短期大学の組織図、2 教職員数、3 本学ホームページ「情報公開」、4 短期大学幼児教育科ホームページ、5 2019年度外部資金実績総括表、6 科学研究費助成事業実施状況報告書、7 研究倫理教育の実施状況報告、8 2019年度第1～11回SD委員会議事要旨、9 2019年度全学SD・FD研修会報告、10 2019年度第1～5回「全学SD・FD研修会」、11 事務連絡会記録

備付資料-規程集

1 東京成徳短期大学教員選考規程、2 東京成徳短期大学人事委員会規程、3 学校法人東京成徳学園就業規則、4 学校法人東京成徳学園非常勤教職員就業規則、5 東京成徳短期大学公的研究費管理規程、6 東京成徳短期大学における研究者等の行動規範、7 東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為防止規程、8 東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の対応等に関する規程、9 東京成徳短期大学公的研究費の使用に関する運用マニュアル、10 2019年度研究費使用の手引き、11 東京成徳短期大学専任教職員の国外留学に関する規程、12 東京成徳短期大学教育開発研究専門委員会規程、13 東京成徳短期大学学務部規程、14 東京成徳短期大学事務組織規程、15 学校法人東京成徳学園組織規程、16 学校法人東京成徳学園文書取扱規程、17 学校法人東京成徳学園公印取扱規程、18 学校法人東京成徳学園個人情報保護規程、19 東京成徳短期大学個人情報保護取扱規程、20 学校法人東京成徳学園個人番号及び特定個人情報取扱規程、21 東京成徳学園十条台キャンパス事務連絡会設置要項、22 東京成徳学園十条台キャンパスSD委員会内規、23 東京成徳大学・東京成徳短期大学SD・FD推進委員会規程、24 2019年度SD・FD実施の方針と計画、25 学校法人東京成徳学園事務職員の資格取得に対する支援規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員

数を充足している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞

短期大学及び科の教員組織は適正に編制されている（備付-1）。

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している（備付-2）。

専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを本学ホームページにおいて公表している（備付-3）。

教員の配置については、科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員と非常勤教員を配置している（備付-2）。特に、本学は、学生に保育現場で活かせる実践的な実技能力を身に付けさせるため、ピアノ・造形等の実技科目を少人数指導により行っている。そのため、専任教員に加えて多数の非常勤教員を音楽実技指導に配置し、造形実技指導でも学生の課題に応じた個別指導を行うことが可能な専門教室の配置と人的体制を構築している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している（備付-規程集1）。

補助教員は配置していない。

教員の採用、昇任は、教員選考規程、就業規則等に基づいて行っている。新規専任教員採用に際しては、人事委員会を設けて公募で集まった複数の候補者の中から選考基準に基づいた公明な選考を実施している（備付-規程集1、2、3、4）。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員個々の研究分野は、幼児教育の特性から多岐に亘り、研究発表の方法や時期なども各専門分野によって多様である。この多様な研究を枝葉として、その根幹となる「保育・幼児教育」という科共通の教育研究課題が存在する。

教員の研究成果は、研究報告書・紀要・教材・テキスト等として結実し、授業をはじめとした学内における教育活動及び学外を対象とした研修会等において還元されている。

また、効果的な実習指導のあり方について研究・考察し、実際の実習指導に活用しており、2019年度の状況においても、専任教員の研究活動は科の教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげているといえる。

教育活動においては、教員と教務課・総務課をはじめとした事務局との連携により、学生一人一人に対してきめ細かなサポートが行われている。専任教員の専門研究分野や職務分掌に基づき、専任教員と事務局職員とが連携して、学務担当・学生生活支援担当・保健担当・実習担当・就職支援担当等の役割を担い、体系的・継続的な支援を行っている。平成25年度からは単科体制となったが、科の教育課程編成・実施の方針に基づいて研究と教育の成果循環が行われており、また、専任教員と事務局職員との連携が組織的に行われている。

専任教員個々人の研究活動の状況の公開については、本学ホームページ「情報公開」の「3.各教員が有する学位及び業績」に「教育研究業績目録」として公開されている（備付-3）。また毎年、学内研究誌「東京成徳短期大学紀要」を発行しており、2020年3月には第53号が発行されている。紀要に掲載された論文は東京成徳短期大学幼児教育科のホームページにおいて公開されており、第1号から第34号までは目次一覧が、第35号から最新の第53号までは全文の閲覧及びダウンロードが可能な状態となっている（備付-4）。

外部研究資金の獲得状況については、2019年度の科学研究費補助金による研究代表者としての研究の実施は1件（直接経費500千円、間接経費150千円、合計650千円）であった（備付-5、6）。科学研究費補助金の応募や獲得のための説明会の案内などは、事務局から学内掲示及びメール配信により全専任教員に情報が送られる仕組みになっており、外部補助金の獲得と対外的な価値を持った研究の進行が奨励されている状況にある。

専任教員の研究活動に関する規程は、「東京成徳短期大学公的研究費管理規程」（備付-規程集 5）、「東京成徳短期大学における研究者等の行動規範」（備付-規程集 6）、「東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為防止規程」（備付-規程集 7）及び「東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の対応等に関する規程」（備付-規程集 8）を整備している。また、研究費及び研究旅費の使用に関しての詳細な運用ルールについては「東京成徳短期大学公的研究費の使用に関する運用マニュアル」（備付-規程集 9）及び「2019 年度研究費使用の手引き」（備付-規程集 10）が整備されており、これに基づいて執行している。

研究倫理を遵守するための取り組みについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、「コンプライアンス推進責任者」及び「研究倫理教育責任者」を定め、研究倫理を遵守するため研究倫理教育を定期的実施している。（備付-7）

専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）として、前述したとおり、毎年、東京成徳短期大学紀要を発行しており、ホームページにおいて公開している（備付-4）。紀要への投稿論文の採否及び編集については、専任の教職員より組織された紀要編集委員会が行っている。

研究室は専任教員一人につき一室、整備されており、研究室には書架・資料庫キャビネット・デスク・椅子が設置され、教育研究に必要な備品が整備されている。また、研究室には、ゼミ活動や学生指導・学生相談用の机と椅子が設置され、教育研究活動のための環境が整えられている。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、週 1 日研究日を設けており、総務課をはじめとした事務局のバックアップのもと、研究活動が奨励されている。研究費については年度当初の 4 月開催教授会において専任教員一人につき年間 35 万円の個人研究費及び 10 万円の研究旅費が示達され認められている（備付-規程集 10）。

専任教員の留学、海外派遣は、「東京成徳短期大学専任教職員の国外留学に関する規程」（備付-規程集 11）に基づき実施されることとなるが、近年事例がなく、それぞれの研究における必要性を考慮した上で、将来的には積極的な留学・海外派遣が可能となる学内環境の整備を引き続き検討する必要があると考えられる。国際会議出席等については研究旅費の使用が認められており、「2019 年度研究費使用の手引き」（備付-規程集 10）に則った海外研究出張として、学会・シンポジウムへの参加、フィールドワークなど多様な活動が行われている。

FD 活動については、学務部会の教育開発研究専門委員会（以下「FD 委員会」と言う）が推進し、「東京成徳短期大学教育開発研究専門委員会規程」（備付-規程集 12）に基づき、FD 委員会を設置し、教務課職員と連携して全教員による FD 活動を実施している。2019 年度からは、全学 SD・FD 活動推進委員会が新たに創設され、東京成徳短期大学と東京成徳短期大学と合同で SD・FD 活動を行なっている。なお、東京成徳短期大学学務部規程（備付-規程集 13）第 2 条に「学務部は、事務局関係各課と連携協力して、学生の修学及び教育開発研究等に関する業務を行う。」と規定している。

平成 24 年度から、学務部会の FD 担当と情報ネットワーク委員会との共催で教職員対象の ICT 研修会が開催されており（備付 - 10）、全教職員が参加できるようになっているが、2019 年度からは、この ICT 研修会も前記の全学 SD・FD 活動推進委員会の元、全学 SD・FD 研修会の一部として ICT 研修会を催した。なお、この研修会については、教職員へのアンケート調査などをもとに教職員が今知りたい情報技能内容の選定が行われており、研修会で学んだ技能が活用されることで教育研究の促進につながるニーズの高いテーマが設定されている。

また、「学生による授業アンケート」を毎年実施している。授業アンケートの内容はグラフ等に整理されて担当教員のもとにフィードバックされるほか、自由記述の全てが匿名性を維持した形で教員の手元に届くため、教員は担当する授業に関する学生の生の声を受け取り、授業に反映することができるよう自主的な改善を促す仕組みになっている。FD 活動の一端として、これらのフィードバック情報をもとに担当教員が各自で振り返り及び改善計画を記した内容は、CD-ROM にまとめて全専任教員に配布され、共有を図り、継続的に授業改善を行うことができるシステムを構築している。

加えて、学務部 FD 担当を中心にした教職員と全クラスから選出された学生授業改善委員との座談会を実施し、直接学生の意見を聴き取るとともに、本短期大学の学習のあり方や取り組みについて教職員からも説明を行い双方向型の授業改善の取り組みを行っている。

専任教員の校務分掌及び事務職員との連携については、専任教員は、科長と主任を除く全ての教員が基本的に学務部または学生部に所属しており、事務局と連携して学習成果及び学園生活の維持・向上にかかわる業務を行っている。毎月 1 回の頻度で、科会と教授会の間に学務部会と学生部会が並行して開催され、専任教員と事務局職員が情報を共有し、議事の進行と決定を行っている。学務部会は教務課との連携のもと開催され、学籍の管理、学事運営、授業運営、学事予定や時間割の作成、国際交流事業の計画・実施等の業務を担っている。学生部会は、キャンパスライフ支援課、キャリア支援課を中心とした事務局との連携のもと、学生自治会組織「桐友会」・同窓会組織「桐花会」・保護者を主体とした後援会組織「桐和会」との連絡・調整・支援を行い、充実した学生生活と学びのためのバックアップ及び就職活動等の進路に関する支援を行っている。

短期大学全体の連携構造については「2019 年度 学生便覧」「本学運営機構と職務分掌」の組織図で確認することができる（提出-1）。また、大学及び短期大学が、全学的かつ組織的に「学生募集」「就職支援」を行うことを目的に「入試・広報センター」・「就職支援センター」が設置され、さらに、東京成徳大学子ども学部と東京成徳短期大学幼児教育科の実習を組織的・合理的に企画・立案・実施することを目的に「実習センター」が設置されている（備付-1）。この 3 つのセンターの設置により、短期大学・事務局・大学との連携が強化された。2019 年度は各センターの実働 7 年目にあたり、学習成果のより一層の向上を目指し、情報共有しながら効率的かつ親身な学生支援に向けて着実な前進が見られた。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

事務組織については、東京成徳短期大学事務組織規程によって定められている（備付-規程集 14）。また、業務については事務分掌や事務関係諸規程に定められており、責任の所在や業務内容は明確である。

事務職員は、10年以上勤続している者が全体の約53%在籍（2020年5月1日現在）しており、多数の事務職員が専門的な職能を有していると考えられるが、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるべく努力を重ねている。

事務関係諸規程に関しては、前述の事務組織規程のほか、学校法人東京成徳学園組織規程（備付-規程集 15）、学校法人東京成徳学園文書取扱規程（備付-規程集 16）、学校法人東京成徳学園公印取扱規程（備付-規程集 17）などの事務に関わることについて広く整備されている。

事務局には必要な情報機器、備品等が整備されている。

防災やセキュリティ対策については、防災訓練の実施やウイルス対策ソフトの導入などに全教職員が協力して取り組んでいる。特に、東日本大震災以後、防災対策に取り組み、非常食・簡易毛布の確保・備蓄や防災訓練等を実施している。情報セキュリティ対策については学内全てのパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、情報の流出や漏えいの防止を行っている。また、個人情報の取り扱いについては、学校法人東京成徳学園個人情報保護規程（備付-規程集 18）第6条第2項に基づき、東京成徳短期大学個人情報保護取扱規程（備付-規程集 19）を定め、また個人番号及び特定個人情報については学校法人東京成徳園個人番号及び特定個人情報取扱規程において定め（備付-規程集 20）細心の注意を払っている。

SD活動については、「東京成徳学園十条台キャンパス事務連絡会設置要項」（備付-規程集 21）第6項にて事務改善検討小委員会（以下「SD委員会」という。）を置くこ

とを明記しており、SD 委員会の活動については十条台キャンパス SD 委員会内規（備付-規程集 22）に基づき、毎月 1 回、SD 委員会を開催し、事務改善や職員の能力開発を目的に活動を行っている（備付-8）。また、平成 29 年 4 月 1 日より施行された大学設置基準等の一部改正に伴い、教育方法の改善による教育研究活動の活性化、並びに教職員の大学運営に必要な能力・資質の向上による大学運営の活性化を図るための組織的な活動（以下「SD・FD 活動」という。）を企画・実施することを目的とする東京成徳大学・東京成徳短期大学 SD・FD 推進委員会規程（備付-規程集 23）が 2018 年 10 月 1 日より施行され、本学（大学・短期大学）に在籍するすべての教職員を対象とした 2019 年度 SD・FD 活動実施の方針と計画（備付-規程集 24）を策定し、一層の組織的な連携や研修の内容の充実を図ることが可能になった。なお、2019 年度においては、学内外より講師を招き「全学 SD 研修会」を全 5 回実施（備付-9、10）した。

<事務改善検討小委員会（SD 委員会）活動一覧>

開催日	回数	主な議題
2019 年 4 月 15 日	第 1 回 SD 委員会	新入職員研修について、SD 活動年間予定
2019 年 5 月 7 日	第 2 回 SD 委員会	新入職員研修について、事務局内インターンシップについて、「事務局のしごと紹介」改訂について、
2019 年 6 月 3 日	第 3 回 SD 委員会	2019 年新入職員研修について、「事務局のしごと紹介 2019 年度版」について
2019 年 7 月 1 日	第 4 回 SD 委員会	「事務局のしごと紹介 2019 年度版」について、事務局インターンシップについて
2019 年 8 月 6 日	第 5 回 SD 委員会	SD 研修会について
2019 年 9 月 2 日	第 6 回 SD 委員会	SD 研修会について
2019 年 10 月 7 日	第 7 回 SD 委員会	SD 研修会について
2019 年 11 月 11 日	第 8 回 SD 委員会	SD 研修会について、2020 年度 SD 委員会予算（案）について
2019 年 12 月 2 日	第 9 回 SD 委員会	2020 年度委員会予算（案）について、2020 年度版「事務局のしごと紹介」について、2019 年度十条台キャンパス事務職員 SD 活動年次報告について
2019 年 1 月 6 日	第 10 回 SD 委員会	2020 年度版「事務局のしごと紹介」（案）について、2019 年度十条台キャンパス事務職員 SD 活動年次報告（案）について
2019 年 2 月 4 日	第 11 回 SD 委員会	2020 年度版「事務局のしごと紹介」（案）について、2019 年度十条台キャンパス事務職員 SD 活動年次報告（案）について

< 全学 SD・FD 研修会活動一覧 >

開催日	回数	テーマ
2019年4月14日	第1回	「理事長、学長、部局長らの語る抱負（改革・改善）を聞く」
2019年8月21日	第2回	「キャンパスのハラスメント防止のために」「学生と共に歩む教育と評価のあり方」
2019年11月20日	第3回	「短期大学・大学のブランド戦略について」
2019年12月25日	第4回	「ネットワークを利用した学修管理システムについて」
2020年1月22日	第5回	「改革総合支援事業」及び「学修調査」から見た本学の課題

事務職員間の連携についても、毎月1回、事務職員が集まり事務連絡会を開催（備付-11）している。事務連絡会では事務局の構成員間における必要な事務情報の迅速な伝達、交流及び共有化を図るとともに事務の改善合理化に関する調査研究を行っている。

基準Ⅲ-A-2の現状において述べたように、教育活動においては、教員と教務課をはじめとした事務局との連携により、学生一人一人に対してきめ細かなサポートが行われている。教員の専門研究分野や職務分掌に基づき、教員と事務職員とが連携して、学務担当・学生生活支援担当・保健担当・実習担当・進路支援担当等の役割分担を行い、体系的・継続的な支援を行い、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

< 区分 基準Ⅲ-A-4の現状 >

教職員の労使協定書及び就業に関する諸規程は、学園本部及び事務局総務課において管理され（備付-規程集3、4）、変更事案等については、評議員会及び理事会の決議を経て、教授会において審議し、労使協定締結を行い、所管労働基準局へ提出して適切に整備している。

規程の改定が行われる際には、教授会において改定の経緯等の趣旨説明が行われ、労働側代表者のパブリックコメントの提出期間を設け、締結を行っている。

教職員の就業に関しては、事務局総務課において教職員の勤務及び給与等の状況を

適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員の採用・昇任については、教員採用規程に基づき、専門性・能力・実績・年齢等を勘案して人事委員会で推挙し、理事長が決定している。今後は、学園創設 100 周年の中長期ビジョンの実現に向けて教員の配置を考えていく必要がある。

FD活動については、教育研究改善（自己点検・評価）委員会と学務部会の教育開発研究専門委員会と全学 SD・FD 活動推進委員会とが連携し、規程を見直すなどの改善を進めてきた。今後、東京成徳短期大学と東京成徳大学両組織の連携と役割分担を明確にし、一層の FD 活動の充実を図る必要がある。また、授業評価アンケートにおいても評価結果を各担当教員へフィードバックし自主的な改善を促すにとどまっているが、より授業の改善を図るために制度的取組（例えば、評価の高い教員の顕彰や評価が低い教員に対して改善計画を求めるなど）を検討している。

専任教員による教育活動と事務局による組織的・学修支援の取組みは、科の目的に沿って行われ、入学・実習・就職において着実に継続的な実績を上げている一方、研究活動については学内研究誌「東京成徳短期大学紀要」への投稿件数や外部研究資金の獲得、海外派遣実績の増加を目指したいところである。教員は教育・校務運営の両面にわたり業務量の過密化と増大傾向が継続している。

大学による一層の改革が求められる中、事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって、短期大学の運営に積極的な参画が求められている。事務職員については、各担当業務についての職能の習熟度は高いが、部署間の異動が少ないということもあり、新たな知識やノウハウを学ぶ機会が多いとは言えない状況である。職員に求められる業務の高度化・複雑化に伴い、特定分野の専門的知識だけではなく関係する隣接の専門性を備えた職員や管理運営に携わる上級職員を養成するには、事務職員の能力開発及び自己啓発の促進を目的とする「資格取得支援制度」(備付-規程集 25 学校法人東京成徳学園事務職員の資格取得に対する支援規程)の活用を奨励し、計画的な部署間への異動や学内外における SD の場や機会について、今年度の改善を一層の充実に繋いでいくことが必要である。また、教職員の協働関係の確立という観点からは、全学的 SD の機会をより一層充実させ、それぞれの目的に応じて柔軟な取組をしていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 なし

備付資料 1 公開情報(校地、校舎の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること)、2 震災対応マニュアル、3 幼児教育基礎演習 救命講習時資料

〔区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

東京成徳短期大学は、東京成徳大学子ども学部・経営学部・応用心理学部臨床心理学科・人文学部・国際学部・大学院心理学研究科と校地を共有している。短期大学の収容定員は、幼児教育科単科で1・2年生合計360人、キャンパスを共有している東京成徳大学子ども学部の収容定員は570人、経営学部の収容定員は564人、応用心理学部臨床心理学科の収容定員は406人、人文学部の収容定員は80人、国際学部の収容定員は81人、大学院心理学研究科の収容定員は45人で、十条台キャンパスの合計は2035人となる。

十条台キャンパス	収容定員(人)	基準面積	現有面積	差異
東京成徳短期大学	360	3,600.00	7,345.82	3,745.82
東京成徳大学子ども学部	570	14,650.00	29,383.28	14,733.28
東京成徳大学経営学部	564			
東京成徳大学応用心理学部 臨床心理学科	406			
東京成徳大学人文学部	40			
国際学部	81			
大学院心理学研究科	45			
計	2036	18,250.00	36,729.10	18,479

表に示した通り、短期大学の校地の設置基準面積は、 $10 \text{ m}^2/\text{人} \times 360 \text{ 人} = 3,600 \text{ m}^2$ であり、現有校地面積は $7,345.82 \text{ m}^2$ である。従って本学の校地面積は、短期大学設置基準第 30 条の規定を充足している。また、十条台キャンパスの校地面積は $29,383.28 \text{ m}^2$ で、大学と短大を合わせた校地の基準面積を満たしている。

また、本学は、埼玉県さいたま市に $17,197.00 \text{ m}^2$ の運動場を有している。

本学の校舎の基準面積は、短期大学設置基準第 31 条別表第二イにより、 $3,350 \text{ m}^2$ となり、現有校舎面積は $5,866.34 \text{ m}^2$ である。従って本学の校舎面積は、短期大学設置基準第 31 条の規定を充足している。

バリアフリー対応として、本学では、5号館(大学院棟)を除く各校舎に、エレベーターや障がい者用のトイレを整備し、手すり及びスロープはすべての校舎に設置している。

本学は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、少人数教室(50名程度)から大人数(250名程度)を収容できる教室の他、保育実習、音楽、造形、コンピュータなどの学習に対応した教室を整備している(備付-1)。

本学図書館は、「東京成徳大学・東京成徳短期大学図書館」と呼称され、2階建て冷暖房完備で、延床面積は $1,139 \text{ m}^2$ である。「東京成徳大学・大学院」及び「東京成徳短期大学」の2つの高等教育機関の研究・教育・学習に必要な図書・学術雑誌・視聴覚その他の資料の収集・整理・保存をしている。

平成 30 年度初夏より、1階の大部分がラーニングコモンズとして改修され、図書館の閲覧スペースは2階および1階のメディアライブラリーとなっている。

次頁の通り、図書館の座席数は、

閲覧席 24席 (4人掛テーブル2台、2人掛けテーブル8台)

閲覧席 45席 (キャレル8席、閲覧室37席)

合計 69席となる。

図書選定は、図書館の基本方針に従い、学科、教職員、図書館運営委員会等の推薦及び学生のリクエストによって行われており、基本的な専門資料と授業に関わる資料

の収集が重視されている。また、図書の不要決定及び廃棄に関しては、所定の規程に従って図書館運営委員会で審議され、図書館長が決定する。

授業関連の参考図書は、常に学生が閲覧できるように図書館内の一角に「主要参考書」としてコーナーを設け、各授業に関係する分野及び基本的な参考図書はできる限り最新版を揃え、分類ごとにわかりやすく配架している。一般教養的な資料や学生からのリクエストについては随時検討し、大学図書館として必要な資料を整備している。

<図書館配置図>

施設名	面積 (㎡)			学生閲覧 席数	収納可 能冊数	備 考
	全体	閲覧 スペース	書庫 スペース			
図書館	1,139	774 (※2)	231 (※2)	69 (※2)	128,000 (※2)	併設大学と共用

名 称	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚 資料 (点)	機械・ 器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャー ナル 〔うち外 国書〕			
十条台キャン パス図書館 (短期大学)	120,286	132	2	1,075	0	0
	[12,301]	[12]	[2]			

2014年に実習・演習教室を主体とした3号館、講義室を主体とした4号館、及び体育館やダンススタジオ等のスポーツ関連施設を主体とした9号館を建設した。また2018年に新たに6号館を建設し、1階にはグローバルラウンジを設置しグローバル化の対応の象徴として、今後の活用を期待している。

3号館は500人収容の客席を備えたステージのある楯の木ホールのほか、幼稚園・保育園の教室を模した施設を併設した教室である保育シミュレーションルーム、調乳や離乳食の調理実習等を行う小児栄養実習室、ピアノレッスン室を含めた音楽スタジオ、陶芸窯室を併設した造形アトリエ等、実技を伴う授業のための教室を備えている。楯の木ホールは、保育研修会、音楽研究発表会、身体表現・ダンス公開型授業発表会、卒業式、学園祭(桐友祭)における発表会など様々な用途で活用されている。

4号館には、大中小の講義室のほか、パソコン教室が3室設置され、短期大学の「情報機器の操作」の授業を行うとともに、うち1室は常に学生に開放されている。

9号館は体育館、ダンススタジオ、レクチャールームにおいて体育関係の授業を実施しているほか、クラブ・サークル活動や、学園祭のステージ発表等の課外活動においても、様々な用途で年間にわたって活用されている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

施設設備に関する規程については、学園として固定資産及び物品管理規程、財務諸規程を整備している。

固定資産及び物品管理規程及び経理規程に基づき、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。固定資産は、1個（組）10万円以上の価格のものを固定資産として管理し、また、10万円未満の備品でも換金性のあるもの（パソコン、タブレットなど）については会計士の指導により所在を明らかにして管理している。物品等の購入・使用に際しては、事務局総務課が必要性を審査し、見積書による価格査定等を行い、納品検査を行うなど適正に運用・管理している。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、それぞれ諸規則を整備しており、防火防災訓練については年1回消防署の指導の下に実施している。火災警報器等については、年1回の定期点検を実施している。

また、学生には震災対応マニュアルを、教職員には震災マニュアルを配布し、4月のオリエンテーション時に避難経路確認を実地に行い、防災に関する意識の向上に努めているほか（備付-2）、1年次の幼児教育基礎演習で受講する救命講習において、消火器の使用法の指導や火災時の退避訓練などを行っている（備付-3）。

教職員・学生が使用するパソコンには、ウイルス対策ソフトのインストールを必須とし、また、ネットワークについてもファイアウォール、VPN（バーチャルプライベートネットワーク）による固定IPアドレス化によりセキュリティ対策を行っている。

省エネ対策として、クールビズ・ウォームビズに毎年取組み、学内に掲示して学生・教職員への周知徹底を心掛けている。節電については、デマンド監視システムを導入して、電力使用量を確認している。廃棄物についてはリサイクルすべきもの、廃棄すべきものの分別を北区の基準に従い適正に行い、地球環境保全への配慮を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地・運動場・校舎の面積については、短期大学設置基準の規定を充足しているが、運動場に関しては当該キャンパスから離れていることからクラブ活動に利用されることが比較的少ない。十条台キャンパス内の体育館、ダンススタジオ、更衣室およびシ

ャーワールーム等の整備により体育系のクラブも増加してきていることから、運動場が課外活動等により活用されることが期待される。

図書館については、図書の貸出・返却、検索や蔵書管理は専任職員の手作業と OPAC システムによって行われているが、さらなる図書利用の拡大を目指したインフラ面の整備が望まれる。また、耐震への地震等への対策についても、基準を遵守した書架の設置と書架の高さに応じて陳列の高さを調整する等の注意を払っている。

省エネルギーについては、教職員・学生への呼びかけを行い、学習環境の確保と安全に配慮しつつ、教室等のこまめな消灯を推奨している。また、今年度からはエアコンの中央コントロールシステムを活用して、休憩時間や終業時間の一斉オフによる節電を図り、省エネルギーへの意識改革を推進している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学生便覧

備付資料

- 1 2019 年度第 4 回(12 月 25 日)全学 FD 研修会の開催案内、2 ネットワークを利用した学修管理システムについて、3 リアルタイムアンケートシステムについて、4 情報システム利用マニュアル

備付資料-規程集 1 東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパス情報ネットワーク委員会規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

学生への専門的な技術・サービス支援、施設設備の向上・充実を図るため、サポートセンターとして、情報ネットワーク支援センター（通称：JINIC）を設置し、専門職員 2 名を配置してコンピュータ操作技術向上のための支援活動（提出-1）を行い、学生が気軽に相談できるようにしている。

全学生・全教職員に提供される学内ネットワークシステムとして「Campusplan web サービス」が整備されており、学生は入学時に個人の ID とパスワードを与えられて履修登録等の手続きを行う他、成績情報の照会や、短期大学からのお知らせを閲覧することができる。また、同じく全学生・全教職員が利用できるサービスとして「Microsoft office 365」が利用されている。これを利用して、メールの送受信や文書・表の作成といった基本的な情報技術の向上に関するトレーニングの一環として、幼児教育科では 1 年次に履修する「情報機器の操作」を幼稚園教諭免許状取得必修科目として開講しており、基本的にはほぼ全学生が受講している。また、2 年次のゼミナール授業を中心に、パワーポイントを用いたプレゼンテーション等の課題研究発表が行われている。

2014 年に実習・講義室を主体とした 3・4 号館と 9 号館体育館が完成し、さらに、2018 年にはキャンパス交流の核となるグローバルラウンジを備えた 6 号館が完成した。また、2 号館 1 階にラーニング・コモンズを新たに設け、学内施設設備の充実が図られた（提出-1）。

教職員に対しては、例年に数回教職員の情報技術の向上に関するトレーニングの一環として ICT 講習会を行っているが、2019 年度においては、12 月 25 日に全学 SD・FD 研修会においてテーマ：「ネットワークを利用した学修管理システムについて」と題し、LMS 概要説明、学内における LMS の活用事例及び Moodle 実習を行った。（備付-1、2、3）。

技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するために、東京成徳大学・東京成徳短期大学十条台キャンパス情報ネットワーク委員会（備付-規程集 1）を設置し、学内情報処理に関する全般的な検討を行い事務局各課と連携し活動している。

学生及び教職員に対して、PC やファイルサーバ等の技術的資源は適切に配分されている。学生や教職員の一般的なシステム環境に関する技術的資源の配分の見直し等については、前述した十条台キャンパス情報ネットワーク委員会（備付-規程集 1）において検討され、実施されている。

幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよ

う、AV・PC環境に配慮した対応を行っている。PC持込の授業では、常設のAV機器に簡単に接続が可能であり、必要に応じて教員へのPCの貸し出しも行っている。職員については各自に1台のPCが貸与されており、定期的に機器のメンテナンスやプログラムの更新を行い学校運営に活用されている。

学生の学修支援や教職員の実務遂行に必要な環境として、学内LAN（無線LANを含む）を設置し、教室、研究室、図書館、学生ラウンジ、カフェテリアを含む構内でのインターネット接続を可能にしている。また、無線LANについては、アクセスポイント（機器）を全館に設置し、各種端末ごとの設定方法は、「ネットワークシステム利用マニュアル」（備付-4）や学生便覧（提出-1）で周知している。

新しい情報技術などを活用するため、上記にも触れたが全学SD・FD研修会で情報技術を活用した授業実践例の紹介が行われ、よりよい授業を目指した教育研究改善が情報技術の面からも促されている（備付-1、2、3）。

幼児教育科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うため、情報処理室（PC講義室）3室にPCを176台、情報支援センターに学生貸し出し用パソコン60台、ラーニング・コモンズと図書館にパソコンを10台備え、情報処理室は授業が行われないうときは、学生に開放されている。

[PC等設置場所・内容]（2019年度）

○ 情報支援センター（JINIC）（4号館4階）

開所時間：月～金曜日 9：00～18：00、土曜日 9：00～14：00※

学生貸出パソコン：60台

※土曜日は授業期間のみ開室

○ PC講義室（4号館4階）

利用時間：月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～14：00

パソコン：①4403教室：60台 ②4405教室：60台 ③4407教室：56台

プリンター：各教室4台

PC講義室は、OSの不具合やシステムファイル消失上のトラブルを想定し、パソコンには再起動時に常に元の状態に復元する機能を備え、教員用パソコンの画面を学生側のモニタに表示し、学生のパソコンを教卓から操作することが可能な授業支援コンソール（[PC@LL ver9.0]）が導入されている。

○ ラーニング・コモンズ（2号館1階）

利用時間：月～金曜日 9：00～20：00 土曜日 9：00～14：00

パソコン：10台

プリンター：1台

○ 図書館（2号館2階）

利用時間：月～金曜日 9：00～20：00 土曜日 9：00～14：00

検索用パソコン：6台

学生貸出パソコン：10台

プリンター：1台

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

情報ネットワーク委員会において無線 LAN のセキュリティに関する検討が行われており、高度化するフィッシングや成りすましメール等への更なるセキュリティ強化が課題である。また、学生数の増加や新校舎の建設に伴い、学内 LAN も拡大している中、コンピュータウイルスへの対策強化の検討も行われている。

一方で、スマートフォンの普及により学生のパソコン離れが加速しており、社会人として必要な情報ネットワークスキルを身に付けるため、高等教育機関である短期大学が担うべき役割はより重要になってきている。学生の情報技術の更なる向上のため、既存の導入システムである「Microsoft office 365」の授業での活用が期待される。また、併せて、教職員の研修会等を通じて、ICT を活用した授業における実践的な手法の紹介などが効果的に授業法方法に結びついているかの検証が必要である。

更に、新校舎建設により ICT 環境が向上している一方で、ICT を活用した授業や学生のサポート、ICT 環境の整備やメンテナンスなど計画的に実施する体制整備の必要性が高まっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

＜根拠資料＞

提出資料 1 「計算書類等の概要（過去3年間）」、2 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」、3 「事業活動収支計算書の概要」、4 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」、5 「財務状況調べ」、6 資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表（令和元年度）計算書類、7 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和元年度）、8 中・長期の財務計画（HP 掲載分）、9 事業報告書（令和元年度）、10 事業計画書／予算書（令和元年度）

備付資料 1 寄付金・学校債の募集についての印刷物等、2 財産目録及び計算書類（平成30年度）

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握

している。

- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- 2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している（提出-5）。

資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡しており（提出-7）、事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している（提出-3）。

貸借対照表の状況は、健全に推移している（提出-4）。

学園全体の決算報告書及び予算書を保管して、学校法人全体の財政関係を把握している（提出-1）。

短期大学の存続を可能とする財政は、維持されている（提出-5）。

退職給与引当金については文部科学省の通知等に基づき計上しており、引当については目的どおりに引き当てており、資産運用についても本学園資産運用規程に基づいて、安全確実に行われている。また、教育研究経費は過去3年において経常収入の20%を超えている（提出-6）。

事業活動収支計算書

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収入（A）	468,592	475,474	514,766
教育研究経費（B）	135,511	143,403	131,407
比率（B/A）	28.9%	30.2%	25.5%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、適切に行われている。

また公認会計士の監査意見への対応は適切である。

寄付金の募集については年度初めに募集を行い適正に行われている。学校債については本学園では発行していない。

財務面で大きな比重を占める学生納付金収入に関し、幼児教育科は創設以来常に定員を充足してきたが、平成29年度入試において初めて入学定員を充足しなかったため、その理由の分析と対応に努めた結果、平成30年度入試においては再び入学定員を充足することができ、平成31年度も入学定員を充足することができた。しかし、入学志願者については毎年度減少傾向が続いており、長期的にはさらなる対応が必要と考える。

財務体質は、収容定員に相応しいものを維持している（提出-5）。

財的資源を毎年度適切に管理しており、学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している（提出-10）。

決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示しており（提出-10）、年度予算を適正に執行している（提出-10）。また、日常的な出納業務については決裁規程及び内規に従って円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している（提出-1）。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理し（提出-6、7）、月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している（提出-3）。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

本学は、開設時より今日に至るまで、社会的なニーズに対応するため、定員増や新学科設置、改組等により学科の改編を実施してきたが、現在は幼児教育科のみの単科の構成となっている。今後も幼児教育科の教育の質の向上と人材養成の高度化を図る方針である。

短期大学の将来像については、「東京成徳ビジョン 100」において学園創立 100 年時に目指す将来像を定め、短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行なったうえで、短期大学幼児教育科の中期事業計画が策定されている。平成 26～28 年度の 3 年間については、東京成徳ビジョン 100 に基づく新たな中期事業計画の暫定期間として策定し、東京成徳ビジョン 100 に基づいて、新中期事業計画を、期間を平成 29～31 年度、平成 32～34 年度、平成 35～37 年度の 3 年間 3 期に区切り策定することとし、平成 29 年度から 3 年間は第一期期間としての具体的計画を策定した。この計画に基づき当該年度の事業計画を作成し、実現状況について検証しており、短期大学の将来像は明確になっているといえる。その結果は理事会・評議員会において報告されている。

学生募集対策について、マーケットリサーチなどを実施するとともに文部科学省の短期大学志願者推移及び総務省等の人口統計などを活用して施策立案している。また、高等教育（短期大学）に関する社会意識の動向、及び各高等学校との懇談会・高等学校訪問等を実施した結果等をふまえて学生募集の対策を行っている。これらの施策に基づき入学及び在学者数を予測し、学納金計画は明確にしている。

短期大学としては、平成 29 年度新入生に関する入試は創立以降初めて入学定員割れとなってしまったが、入学定員確保のため、平成 29 年度に実施した平成 30 年度入試においては、それまで一回のみ実施だった A0 入試を三回実施し、また、より戦略的に高校訪問を行うなどの改善を行った結果、定員を充足した。平成 31 年度以降の入試も

同様の入試形態を維持し、学生の確保に努めるとともに、入試改革に伴う 2020 年度以降の入試については、新しい入試制度の実施について対応を検討している。

教職員の採用・昇任・配置換え等については学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、人事計画を策定し適宜実施している。

一方、耐震対応及び老朽化に伴う、校舎（研究・講義棟及び体育館）の建て替えを平成 26 年に行い、さらに新たに平成 30 年に校舎（研究・講義棟）を設置し、研究・教育効果の一層の向上と施設設備等の充実が実現している。

学校法人全体としては、外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を立て、経営実態、財政状況に基づいて経営計画を策定している。また短期大学としての収支については、適切な定員管理を行い、それに見合う経費のバランスをとっている。合わせて、学内の教職員に対して必要に応じて経営情報を公開し、危機意識の共有を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の存続を可能とする財政確保のため、今後 18 歳人口の減少と短期大学離れへの対応を真摯に受け止め、入学定員の確保と補助金確保のための経営努力が引き続き必要である。あわせて、2020 年度入試改革に向けて、特に入学者の比重の大きい総合型選抜入試関連の具体的な対策を立てておく必要がある。

また、人的配置の適正化、教育効果向上・設備充実の検討および学生の確保に努めることにより財政負担の軽減を図り、併せて学内教職員への経営情報の公開を推進して、教職員の危機意識を高め、より良い経営を図る努力を進める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

この基準Ⅲに関連して平成 26 年度認証結果を受けての改善計画として記述した内容はないが、行動計画として記述した内容として、男性の勤続年数を下げている原因と思われる中途採用者への研修やスキルアップへの対応、諸規程のわかりやすい説明、外部研究費の獲得、教員の研究環境・時間の確保、新校舎の活用、受験生確保のための広報活動などが挙げられる。

いずれも、改善のための行動に着手しており、PDCA サイクルに則った活動が行われている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学園創設 100 周年に向けて中長期ビジョンに基づく教員の配置を考えていく必要がある。FD 活動については、教育研究改善（自己点検・評価）委員会と学務部会の教育開発研究専門委員会との連携と役割分担を明確にし、一層の FD 活動の充実を図る必要がある。

研究活動については学内研究誌「東京成徳短期大学紀要」への投稿件数や外部研究資金の獲得に努めている。海外派遣については現在個人研究の一環として海外出張の実績があるものの、学務との関連でなかなか困難な状況であり、今後どのような仕組みで増加させるか検討していきたい。教員は教育・校務運営の両面にわたり業務量の過密化と増大傾向が継続しており、事務職員については、求められる業務の高度化・複雑化に伴い、専門性を備えた職員や管理運営に携わる上級職員を養成するには、学内外における SD の場や機会の充実に努めることが必要である。また、教職員の協働関係の確立という観点からは、FD のみならず全学的 SD の機会を充実し、それぞれの目的に応じて柔軟な取組をしていくことが必要と思われる。

施設利用については体育館、テニスコートは正課だけでなく課外活動等にも積極的に利用されることが期待される。

図書館については、本年度併設されたラーニングcommonsを含めインフラは整備されつつあるので、さらなる利用の拡大を目指した企画の立案やコンテンツ整備が望まれる。

情報ネットワーク関係では、一般的なウイルス対策はできているが、新たな対応としてホームページを中心としたセキュリティを強化していく必要がある。また新校舎建設により情報サービスが向上しているが、PC 講義室に導入されているシステム（教育支援コンソール）の利用状況の把握や情報機器の入れ替えに加え、機器の保守点検は計画的に実施し続ける必要がある。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

提出資料 1 財務資料（資金収支計算書・資金収支内訳書・貸借対照表）

備付資料 1 東京成徳短期大学五十年史、2 東京成徳広報、学園だより、3 学長の個人調書（教員個人調書）、5 東京成徳ビジョン 100、8 東京成徳学園理事会議事録、9 東京成徳学園評議員会議事録、10 財産目録

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1の現状>

まず、「理事長のリーダーシップについて」である。

平成 25 年 5 月、東京成徳学園第五代理事長に就任した木内秀樹理事長は、中等教育や幼児教育において、中学高等学校長・幼稚園長として永年建学の精神を生かした教育を実践し、平成 25 年度から短期大学長も兼務している。また、学園の常務理事、副理事長などの要職を歴任し、前理事長を補佐して学園発展の一翼を担ってきた。(備付-1、3)

理事長は、代々の理事長が積み上げてきたこれまでの伝統を受け継ぎ、学園広報誌「東京成徳広報」、学園ホームページなどにより、建学の精神「徳をなす人材の育成」を広く社会にアピールしている。また、教職員の辞令交付式や入学式・卒業式・修了式・オリエンテーション・授業などのさまざまな機会に建学の精神を伝えて浸透を図っている。さらに、本学園が 2025 年に創立 100 周年を迎えるに当り、「東京成徳ビジョン 100」を理事長のリーダーシップの下で策定し、平成 27 年 9 月理事会で決定した。その後ビジョン 100 の実現に向けて、平成 27～29 年度アクションプラン及び第 1 期中期事業計画(平成 29～31 年度)を策定し、各校においてそれぞれの施策の実現を目指している。(備付-2、4)

理事長は、5 月・9 月・12 月・3 月に定例理事会を招集する他、必要に応じて臨時理事会を招集し、議長となって学校法人の業務を決している。また、理事会開催に合わせて定例評議員会を招集する他、必要に応じて臨時評議員会を招集して、意見を聴いている。(備付-5、6)

次に「理事会運営について」である。

理事会は、事業計画・予算案、補正予算、事業報告・決算、学則、重要な規則及び規程の制定・改正などの重要事項について決議する。理事会が決議した就業規則、組織規程、経理規程などに基づき、教職員の任免、各設置校及び法人本部の組織運営、予算案の作成・配布、会計上の運営並びに日常の業務などについては、理事長が決定している。また、理事会は、各部門の現状把握や報告などを通じて理事の職務執行を監督し、その招集は理事長が会議日の 7 日以上前までに日時・場所及び議案などを記載した文書を以って通知している。会議の際は、理事長が議長を務めている。(備付-5)

第三者評価に関する事項については、学園及び各学校に設置された教育改善(自己点検・評価)委員会において審議される。理事会は、学園委員会の委員の一部を選任し、同委員会を構成させることができる。理事会は、第三者評価に対する準備状況及びその内容等について、適宜報告を求め、審議しており、第三者評価に対し責任を負っていると言える。(備付-5)

また、理事会は、短期大学の発展のために、中期事業計画・三ヵ年行動計画・各年度事業計画・年次報告などやその他資料の提出、説明を通じて、短期大学の運営について協議する一方、文部科学省や短期大学協会などから資料を収集して活用している。(備付-5)

学校教育法第 5 条には、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特例

の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定されている。本短期大学の設置者は学校法人であるので、学校法人が設置する短期大学の管理の業務を行うことになる。本学園理事会は、学校法人の業務を決めるので、短期大学の管理について法的な責任があることを認識している。

本学園は、私立学校法に基づき、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書を、学園内の主たる事務所及び従たる事務所において閲覧できるようにしている。また、上記書類は、本学園ホームページにも掲載し、情報公開を行っている。(備付-7) (提出-1)

最後に、「理事について」である。

理事は、学園内部者 5 人及び外部者 3 人合計 8 人によって構成されているが、内部者は元より外部者についても行事や広報誌などさまざまな機会や資料を通して建学の精神及び学園の運営状況をよく理解している。学園内部者 5 人は、大学長・短期大学長・校長・法人本部副本部長・大学事務局長である。また、外部者は、私立大学大学院教授、企業経営者、企業役員である。いずれも、豊富な経験と高い学識及び見識を有している。

理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき、同条第 1 項第一号の「当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。）」として、大学長・短期大学長兼中学高等学校長・深谷高等学校長の 3 人、同条第二号の「当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者」として、評議員 2 人、同条第三号の「前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者」として、学識経験者 3 人、合計 8 人によって構成されている。このうち、選任の際現に本学園の役員又は職員でない者は 3 人で、また、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれることはない。従って、理事の選任は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づいて行われている。

学校教育法第 9 条（校長、教員の欠格事由）は、本学園寄附行為第 10 条（役員解任及び退任）第 2 項「役員は次の理由によって退任する。」とし、第三号において、「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と規定しており、この規定に基づいて運用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事の年齢構成の若返り、外部者の登用の増加などによる多様な意見の交換により、理事会の一層の活性化を目指してきたが、今後も、さらなる活性化を図っていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長が短期大学学長を兼務していることは、教授会、学内諸行事等を通して、短期大学の教職員との意思の疎通がなされやすい環境を作っている。そうした環境で醸成さ

れた信頼関係が、理事長のリーダーシップがより発揮されやすい土壌となっている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 なし

備付資料 3 学長の個人調書（教員個人調書）、
6 東京成徳短期大学学長選考規程、 7 教授会議事録、
8 新入生オリエンテーション配布資料・記録、
10 2019年度教授会資料

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1の現状>

学長は、「東京成徳短期大学学長選考規程」に基づき選考され、理事会の議を経て平成25年4月に任命され、同年5月からは理事長を兼務している。また、学長は、これまで附属幼稚園長、中学高等学校長として幼児教育から中等教育に至る幅広い教育現場で実績を上げ、現在もこれらの職務を継続している。(備付-1、2)

学長は、前学長に引き続き、新入生オリエンテーションの中で、「成徳」すなわち「徳を成す人間の育成」という建学の精神について、五つの教育目標（1. おおらかな徳操 2. 高い知性 3. 健全なる身体 4. 勤労の精神 5. 実行の勇氣）としてわかりやすく学生に説明し、その理解に努めている。また、自身が兼務する幼稚園長としての立場から、幼児教育基礎演習の特別講義の中で保育者を志す学生へのメッセージとして「園長から見て望ましい保育者」、「職場での課題」、「幼稚園での様々な保育の取り組み」などについて具体的な事例を挙げて講義し、学生の意識高揚に努めている。(備付-4)

学長は、教授会の議長として学則に基づき原則として月1回教授会を招集し、教育研究に関する重要事項について、各委員会等、事務局に諮問し意見集約を諮るなどして教授会に審議議案を提出、また教職員や学生の活動状況を報告させ周知伝達するなどして、教授会を審議機関として適切に運営している。2019年度教授会の主な審議案件は、学則変更改正・教務委員会の設置及び委員会規程の作成、SD・FD活動推進委員会規程の作成などで、開催回数はそれぞれ13回であった。(備付-3)

また、学務部会、学生部会、教育研究改善（自己点検・評価）委員会、教育開発研究委員会、人事委員会、ハラスメント防止委員会などを統括し、教育研究、管理運営、社会貢献、人事管理、ハラスメント及び学生のメンタルケア、労働安全性確保にリーダーシップを発揮し適切に大学運営を行っている。

特に、平成30年度に新たに設置した「東京成徳大学・東京成徳短期大学全学教務委員会」については、第3回教授会から審議を始め、学修成果が上がりにくい学生への指導のルール化等について規程を作成することを指示し、大学や学園本部とも連携しながら教授会等で審議を重ね、規程制定を実現した。(備付-5)

さらに、私立短期大学教務担当者会議に学務部員(教員及び事務職員)を派遣して、他学で実践されているカリキュラム・マネジメントや学修成果向上プログラムについての情報を収集させ、その研修会資料を教授会で配布することで、教職員への情報共有を図った。(備付-5)

教授会、学務部会、学生部会の議事録は事務局教務課で所掌・準備し、毎回議事に入る前に前回議事録の確認作業を行っている。なお、教授会の議事は、審議事項、報告事項、その他に分け、簡明化を図っている。(備付-3)

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

教育・研究に加えて、学生の要望等に応える短期大学の教育や環境構築については、これまでも学長は、教授会をはじめ各委員会等の席でも折に触れて教職員に説いてき

ている。その他、様々な短期大学運営上の事案について適時の決済をおこなっているが、学園理事長、附属高校校長、附属幼稚園園長を兼務する短期大学学長ならではの強みを一層活かした、効率的な短期大学教職員の組織的運営システムの構築が望まれる。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

提出資料 なし

備付資料 1 東京成徳学園監事規程、2 東京成徳学園監事会議事録、3 東京成徳学園理事会議事録、4 東京成徳学園ホームページ、5 短期大学ホームページ、6 東京成徳学園広報・学園だより

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、学校法人の業務及び状況について適宜監査している。

本学園では、各年度の予算運営については、予算の前年度 9 月の理事会及び評議員会で予算方針が決定された後、10 月に予算方針の示達並びに部門予算案及び事業計画の策定が依頼され、12 月に提出が求められる。これを受けて、短期大学事務局は、科や各部に対し事業計画・予算案の提出を求め、提出案を精査検討し、学長の決裁を経て部門予算案及び事業計画が法人本部に提出される。

法人本部は、各部門から提出された部門予算案及び事業計画を取りまとめる一方、各部門から予算及び事業計画の内容についてヒアリングを行い、精査検討のうえ、理事長に報告及び協議し、予算原案及び事業計画案を策定する。さらに入学者数等の修

正を経て3月予算案及び事業計画案として3月評議員会に諮問された後、3月理事会で決定される。

3月理事会決定予算は、法人本部より各部門に示達され執行が開始される。各部門の事務局は、各科・委員会・機関から提出済の事業計画・予算案について、当該年度の採否を連絡して執行の計画を依頼する。

3月理事会決定予算に、前年度決算及び入学者数の確定並びに教職員給与の決定等を踏まえ、予算補正を行い、5月開催の評議員会に再度諮問された後、5月開催の理事会で決定される。各部門は、5月理事会で決定された予算に基づいて執行を行い、その状況を管理している。各部門で日常的に管理する他、法人本部においても、理事長決裁が必要な支出に係る稟議並びに月次試算表などによって、予算の執行状況をチェックしている。

出納業務については、本学園経理規程第3章金銭会計に規定されている。金銭の管理及び出納の責任者は、経理責任者が当たり、金銭出納の際に会計伝票及び証憑書類を審査する。収納した金銭は、原則として当日中に銀行に預け入れるものとし、これを支払いに直接充当しない。支払いは、原則として銀行振込によるが、小口経費等の支払い及び特定の現金支払いも認めている。この支払いに充当するため、「小口現金」及び「手持現金」を置くことができ、同規程において、部門ごとに限度額を定めている。金銭に過不足が生じたときは、出納責任者が経理統括責任者に報告し、指示を受けることになっている。

以上が出納業務の概要であるが、確実に実施されている。

また、公認会計士の監査は、決算監査を毎年5月に行っている他、中間監査を11月に行っている。監査意見及び指摘事項は、修正・指摘事項表を作成してフォローしている。さらに、同様の指摘を受けないよう、監査終了後直ちに各部門に内容を通知している他、毎年度末にも決算に当たっての注意事項として、再度各部門に通知して注意喚起をしておき、監査意見への対応は適切である。

資産及び資金の管理については、本学園経理規程第4章資金会計、第5章固定資産及び第6章物品会計に規定している。固定資産については、各部門において勘定科目ごとに台帳を作成して管理している。資金については、学校会計システムに記帳して管理している他、現金については、現金出納帳にも併せて記帳して管理している。さらに、帳簿と預金通帳及び現金現物との照合を適宜行っている。

資金運用については、本学園資産運用規程に規定しており、同規程に基づき安全確実に実施されている。資産及び資金の管理と運用は、安全かつ適正に管理されている。

現在募集している寄付金は、毎年入学時に募集している寄付金、特定公益増進法人取扱対象寄付金及び税額控除対象寄付金がある。学校債の発行はこれまで実施していない。

寄付金募集に当たっては、事前に評議員会の意見を聞いた後、理事会で審議している。寄付金募集は、学生が入学後に行っており、寄付金募集案内に任意の寄付である旨を記載している。また、募集した寄付金は、学校会計の「寄付金収入」で受入れ、理事長名による専用銀行預金口座として管理している。

このように寄付金の取扱は適正であるが、近年寄付金募集に苦戦しており、寄付金の募集時期や方法に一層の工夫が求められている。

月次試算表については、会計システムから出力される「資金収支月報」「資金収支推移表」を翌月 10 日までに所属長に提出した後、翌月 15 日までに法人本部を經由して、理事長に毎月報告している。以上が本学の財務状況の流れである。

監事は、理事長から、私学の経営環境、本学園の現状と主要課題、その取組状況及び将来計画などについて、毎年度直接報告を受けている。また、理事会及び評議員会のほか、各部門の幹部が参加して年二回開催される「部門合同会議」に出席して、業務監査を実施している。(備付-2)

さらに、公認会計士監査の終了後に、「公認会計士・監事協議会」を開催し、相互の連携を強化して、情報の共有を図るとともに、監査の質の向上と効率化を目指している。(備付-2)

財産状況の監査については、平成 30 年度決算について平成 31 年 5 月に実施された。

以上の通り、学校法人の業務及び財産の状況について、毎年度确实適切に監査を実施している。

監事の監査報告については、学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに、5 月の理事会及び評議員会において、監事が直接監査報告も行っている。(備付-2)

【区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、令和元年 5 月現在、19 人で構成している(備付-4)。評議員は、私立学校法第 44 条(評議員の選任)の規定に基づき構成されている。従って、私立学校法及び本学園寄附行為に基づいた評議員の選任が行われている。

本学園の評議員会は、学園寄附行為により議決機関とはなっておらず諮問機関である。私立学校法第 42 条に定める、理事長において、あらかじめ、評議員の意見を聞かなければならない事項は、本学園寄附行為第 20 条(諮問事項)に規定している。

評議員会は、私立学校法及び本学園寄附行為に従い、運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3の現状>

学校教育法施行規則の改正に合わせて、東京成徳短期大学のホームページにおいて、基本情報として、教育研究の目的、教育方針、教育組織、教育研究環境及び修学のための費用を、また、修学情報として、入学者に関する受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教員関係、学生関係、授業関係、学修の評価、修学支援及び修得すべき知識・能力を、それぞれ公表している（備付-5）。また、東京成徳広報・学園だより等の広報誌により学生の家庭や同窓会・理事・評議員等の本学関係者、区教育委員会をはじめとする地域の学校教育関係者に随時公開している（備付-6）。

また、学園祭・入学式・卒業式等も公開し、学生の家族・同窓生・地域の方々の参加を得、教育活動の成果を公開する機会として活用している。

私立学校法の規定に基づき、東京成徳短期大学のホームページにおいて、財務情報として、年度概要、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を、それぞれ情報公開している（備付-5）。また、上記書類については、主たる事務所及び従たる事務所に備付け、閲覧請求にも対応できるように整備している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

財務状況の運用及び公開については法令に則り純正に行われている。しかし、寄付金について、その取扱は適正であるが、近年、募集に苦戦しており、寄付金の募集時期や方法に関して一層の工夫が求められている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

平成26年に改善計画として記述された内容はないが、行動計画としては、社会のニーズに応える教育についての意識改革、監事監査、評議員会の活性化、会計等に関するガバナンス等の検討などが挙げられ、適宜実行され、成果がみられている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、学園における理事長兼短期大学長のリーダーシップの元で、中長期事業計画を策定し、その検証も併せて行い、理事評議委員会において、その計画及び成果を報告している。このように、理事長及び学長のリーダーシップについては特に問題は見出されない。しかし、現在十条台キャンパスに八千代キャンパスから4年制大学の学部を移転する計画が進行中であること、及び「成徳ビジョン100」の実現に向けて学園全体の理事長の役割がますます多岐に亘り多忙になることが予想され、学長を兼務していくことがますます厳しい状況になってくることが懸念される。理事長・学長の意を汲み、理事長・学長のリーダーシップの元、教職員が学園の発展のために団結してあたるよう、一層の緊密な連携が求められる。そのため、多忙な中でも理事長・学長と教職員とが直接触れ合い、ともに事に当たる学園行事や交流会等の機会を計画的に設けていくことが重要である。

また、学園として、八千代キャンパスからの4年制大学の移転及び改組などに伴い、十条台キャンパスにおける短期大学と四年制大学との共生関係が一段と強化され、現在、理事長・大学長・短期大学長が中心となり、総合改革支援事業等の整備に急ぎ取り組んでいるところである。特に、四年制大学と短期大学が互いに綿密な連携をとり、共通する課題について意見交換を行う組織として、学部長等会議を発足させ、理事長・短期大学長がリーダーシップを発揮し、学修成果の向上に取り組んでいる。

【用語解説】

CALL (Computer-Assisted Language Learning) 教室

コンピュータを使用した語学学習のための装置を備えたもので、コンピュータを使用することで文字、音声、動画、静止画を活用した語学学習が可能となる。

また、主として音声教材を用いた語学学習のための LL (Language Laboratory) 教室がある。

FD (Faculty Development) 活動

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組みを指す。短期大学設置基準の規定（第 11 条の 3）により、平成 20 年度から各短期大学にはその実施が求められている。具体的な例としては教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができる。また、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとして FD の語を用いる場合もある。

GPA (Grade Point Average) 制度

授業科目ごとの成績評価に対して、GP (グレードポイント) を付し (たとえば、5 段階 (A、B、C、D、E) の成績評価に対して、それぞれ 4、3、2、1、0 の GP)、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度を指す。

SD (Staff Development) 活動

短期大学の職員に必要な知識及び機能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な取組みを指す。

「職員」には、事務職員のほか、教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。なお、FD を包含する場合もあるが、ここでは FD と区別し、職員の職能開発活動に限定して用いる。

平成 29 年度から、短期大学設置基準の規定（第 35 条の 3）により各短期大学にはその機会を設けること、その他必要な取組みを行うことが求められている。

外部評価

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味する。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「認証評価」などもこれに当たる。

学習成果 (Student Learning Outcomes)

教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。

またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成 20 年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まる。

教育課程（カリキュラム）

教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化させたものである。短期大学設置基準においても、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されている。

教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な概念である。

教育理念

建学の精神を反映した教育に関する精神的、抽象的な概念を指す。

教養教育

教養とは、特定の職業あるいは専門領域についての知識や技術と違い、それらの基礎となる一般的で共通の知識や技術、あるいは、特定の職業や専門領域にとらわれない豊かな人間性を涵養する幅広い知識と理解を指す。

教養教育は、学生に国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。ここでいう統合された知の基盤とは、専門分野にとらわれず共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養を指している（中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（平成 17 年）」より）。

大学や短期大学で提供する教養教育は、それゆえ最先端の研究に携わっている教員が最先端の知見をもとにその基礎を教えることによって効果的となる。最先端の研究や知見をもとに基礎を教える、教育機関としての大学・短期大学の存在意義であり、最大の価値でもある。

高大接続

高等学校、大学それぞれの段階において育むべき「生きる力」、「確かな学力」が確実に育成されるようにするとともに、両者をつなぐものとして双方に極めて大きな影響を与える大学入学者選抜の段階において、これらの力を念頭に置いた評価が行われることが必要である。また、こうした教育目標を生徒・学生自身に自覚させ、学習への動機付けを行い、意欲を喚起することも必要である（中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年）」より）。

査定（アセスメント）

「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組みをいい、短期大学が証拠を集め、「教育の質」を保証するための方法である。学生個人に対しては、テスト、レポート、観察記録などを行うことによって点検・評価する方法があり、組織的には、学生を対象にした調査、卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価などによるものがある。

査定（アセスメント）のサイクルのモデルとしては、①機関レベル／教育課程レベル／科目レベルなどで学生が身に付けて欲しいものを設定する、②教育の実施及び学習の評価、③学生がそれを身に付けたかどうか、データを収集し分析する、④その結果を査定し、次の行動計画を策定する。必要に応じて、改善点を検討し修正を加える。これを絶えず繰り返して、さらに質の向上を目指していくことが重要である。

学習成果及びその査定（アセスメント）には、機関レベル（短期大学ごと）、教育課程レベル（各学科・専攻課程ごと）、科目レベル（各教員・授業科目ごと）などの段階がある。

(a) 機関レベル

機関レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、機関全体が共同して行う計画によって行われる。短期大学には、社会的ニーズに対応し、かつ、国際的に通用性のある学習成果が求められる。そのため、短期大学の質保証システムは学習成果の査定に焦点を置かなければならない。査定（アセスメント）は、短期大学が自ら設定した「どのような学習成果を獲得させるのか」、「その学習成果はどのような短期大学士を養成するのか」について点検・評価し、加えて、学習成果を焦点とした質保証を図るための体制を築いているかを確認することである。

(b) 教育課程レベル

機関が定める学習成果に基づき、学科・専攻課程レベルでの学習成果を設定し、査定する。教育課程と学生支援が対象となり、学科（専攻）長、教員が科目レベルの査定結果を集約し、改善に向けてその見直しを行う。その中において、教育資源と財的資源の優先順位と配分を行う。教育課程レベルの査定は科目レベルの査定に関係し、かつ連動して機関としての学習成果の達成に寄与する。

(c) 科目レベル

教員は、機関が定める学習成果に基づき、授業を通じて獲得できる学習成果を設定し、学生がそれを獲得したかどうかを査定する。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図る。

自己点検・評価

短期大学及びその教育研究組織である学科又は専攻課程などが自らの活動を点検し、自ら評価することである。学校教育法において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（学校教育法第 109 条第 1 項）と定められている。

授業形態

「講義」、「演習」、「実習（実験、実技を含む）」など、授業を行っている形態を指す。

職業教育

「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」を指す（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成 23 年）」より）。

短期大学は、「当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える」（短期大学設置基準第 35 の 2）ことが求められている。

シラバス

教員が（授業の最初に）学生に明示する授業計画を指す。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、到達目標、授業の概要、各回の授業内容、準備学習、事後学習の内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載する。平成 20 年度から、短期大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられた。

相互評価

本協会が平成 11 年度から進めてきた評価の一つである。本協会は、二つの短期大学が自己点検・評価の結果を相互に持ち寄り、率直に意見を交換して改善点を見出すことを通じて、当該短期大学における教育の質の向上・充実を図るための相互評価活動を支援している。

内部質保証

短期大学は教育の継続的な質保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自ら掲げる目標に向けて教育研究活動の自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき見直しを継続的に行う自律的な質保証の取組みをいう。教育の質保証のための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に行っていくことが必要である。文部科学省令の改正により、平成 30 年度から認証評価機関は内部質保証について評価基準に定め、重点的に認証評価を行うこととなった。

認証評価

平成 16 年度から全ての大学・短期大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の総合的な状況について、7 年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられた（学校教育法第 109 条第 2 項）。本協会は、学校教育法第 110 条に基づき、短期大学の認証評価を行う機関として、平成 17 年度から認証評価を開始した。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質

保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することである。

リメディアル教育

補修教育を総称する呼称であり、「大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等についての教育」をいう。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されている。

三つの方針

学校教育法施行規則の改正により、平成 29 年度から全ての大学・短期大学は三つの方針を一貫性のあるものとして策定し（第 165 条の 2）、公表するものとされた（第 172 条の 2）。改正に当たって、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを公表（平成 28 年 3 月 31 日）した。

同ガイドラインによると、①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、各短期大学・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学習成果の目標ともなるものである。

②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針である。

③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、各短期大学・学科等の教育理念、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果を示すものである。

短期大学においては、教育の効果を高めるために、建学の精神と結び付いた教育目的・目標により定めた学習成果を獲得させるための三つの方針を組織的議論を重ね、一体的に策定し、学内外に示さなければならない。短期大学は、その関係を見直し整備するための PDCA サイクルを含む系統的な査定手法を有し、継続的に検証していく必要がある。

リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の終了後、いったん社会に出た後に高等教育機関において行われる教育のことをいう。職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれる。